

32A  
A75



始





御香宮神社



324-475



# 御香宮神社

御香宮神社々司 正八位  
勲六等 三木善三著



全  
大正  
4. 11. 18  
内交





### 凡 例

一本書は、氏子總代會の決議により、御大典記念事業の一として、御香宮神社の大體を記述し、主としてこれを、氏子に頒たむがために、著述せるものなり。

一祭神御事歴は、古事記、日本書紀に載せられ給ふ神は、主としてこれに據りまつれり。而して特殊の研究に亘るが如き記事は、概ねこれを避けたり。

一建造物の沿革を叙するに當り、引用の往復文書或は過多に失し、多少記事の簡練を欠くの嫌なきに非れど、可成出處の正確を期し



たきと、且つは武家政治に於ける神社行政の一端を示したきとの理由により、繁雜を顧みず敢てこれを記載することゝせり。  
一引用の文は、一切原文の儘を書いたれど、假名「之」を「の」と變へ「江」を「へ」と改めたる等の点尠ならず。

大正四年十一月 三 木 善 三

### 御香宮神社目次

一 祭神	一
二 御鎮座及び沿革	二一
三 社殿並に建造物の創立及び沿革	二二
四 神苑	六一
五 境内外	六三
六 祭祀	六五
七 徳川時代に於ける祭禮及び現今神幸祭	七〇
八 神輿	七六
九 神輿渡御の順路	七九
一〇 私祭雜件	八二



一一	神賑	九一
一二	氏子地	九六
一三	寶物及び貴重品	一一八
一四	社領	一二〇
一五	營繕補修	一二二
一六	氏子總代會及び其申合規定	一三六
一七	功勞表彰	一三八
一八	維持	一三八
一九	神社に功勞ある各種團體	一四〇
二〇	社號	一四八
二一	伏見戰爭と御香宮	一四九

二二	徳川氏と御香宮	一五一
二三	豊臣氏と御香宮	一五六
二四	神主	一六〇
二五	御香宮神社別記古御香	一六一
二六	古御香山	一六六
二七	附録	一六七
二八	本書記事關係年表	.....



寫眞版目次

- 一 本殿
- 二 大門
- 三 拜殿
- 四 東照宮
- 五 豊國社
- 六 孝明天皇御奉附御舎
- 七 神輿
- 八 豊公願文と献納の太刀
- 九 徳川光圀轉消息と献納の太刀
- 一〇 御香宮及び古御香現境内繪圖
- 一一 豊公歌
- 一二 豊臣氏神領寄附狀
- 一三 紀伊大納言家献納の石鳥居仕様書



- 一四 木菴書社號
- 一五 徳川氏御朱印寫と御朱印宮
- 一六 東照宮御朱印寫
- 一七 元祿五年の御香宮總繪圖
- 一八 元祿六年の御香宮屋方圖
- 一九 拜殿彫刻の一部
- 二〇 正保三年の繪馬
- 二一 狩野永伯畫繪馬
- 二三 清暉畫繪馬
- 二三 明暦元年の繪馬の一部







備考 朱線内ハ氏子地ナリ



町 10 5 0 70  
尺 梯 一 分 万 二



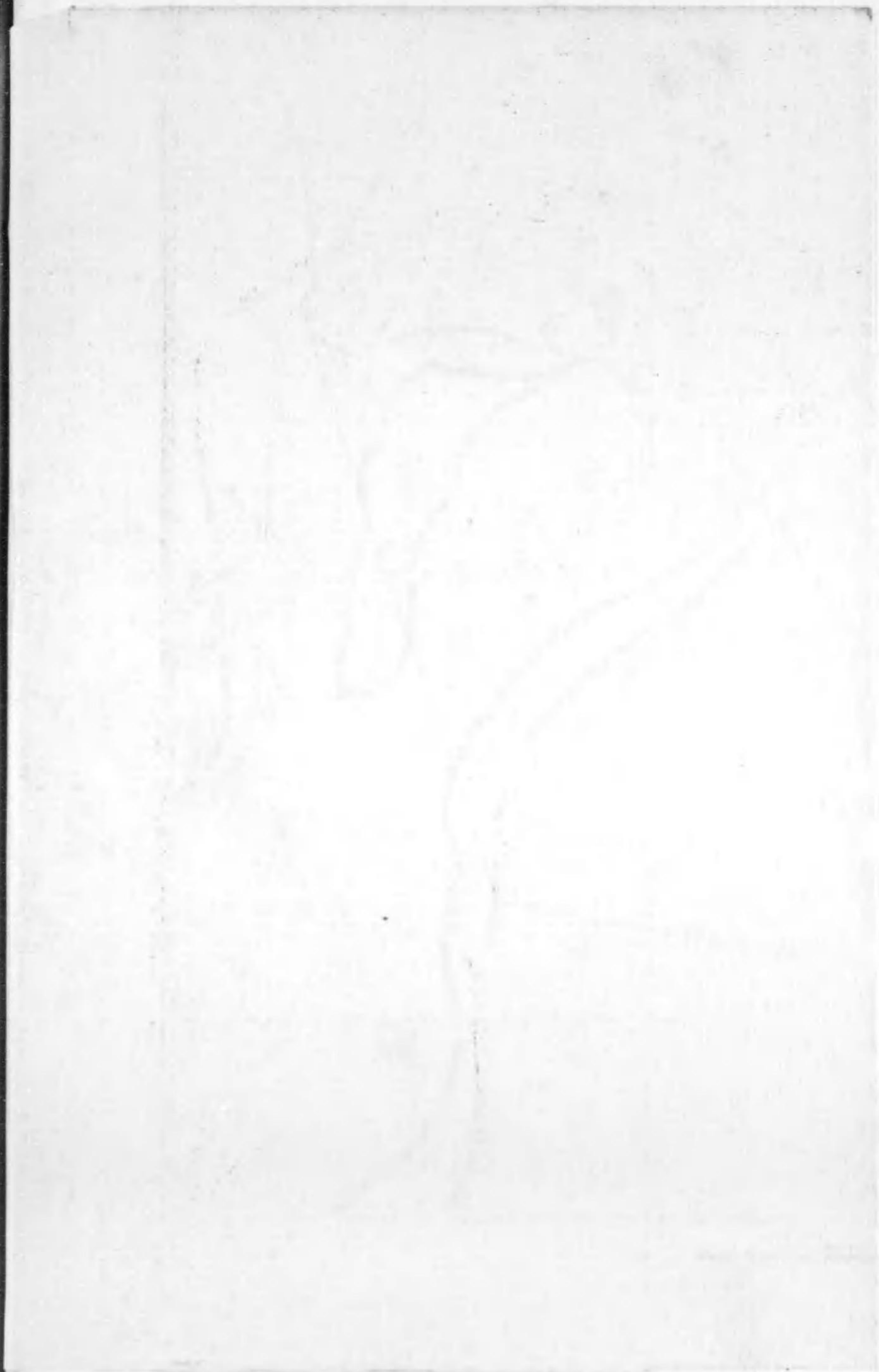


徳川家康公御建立木殿



徳川頼房卿御寄進表門

傳見城大手門特別保護建造物



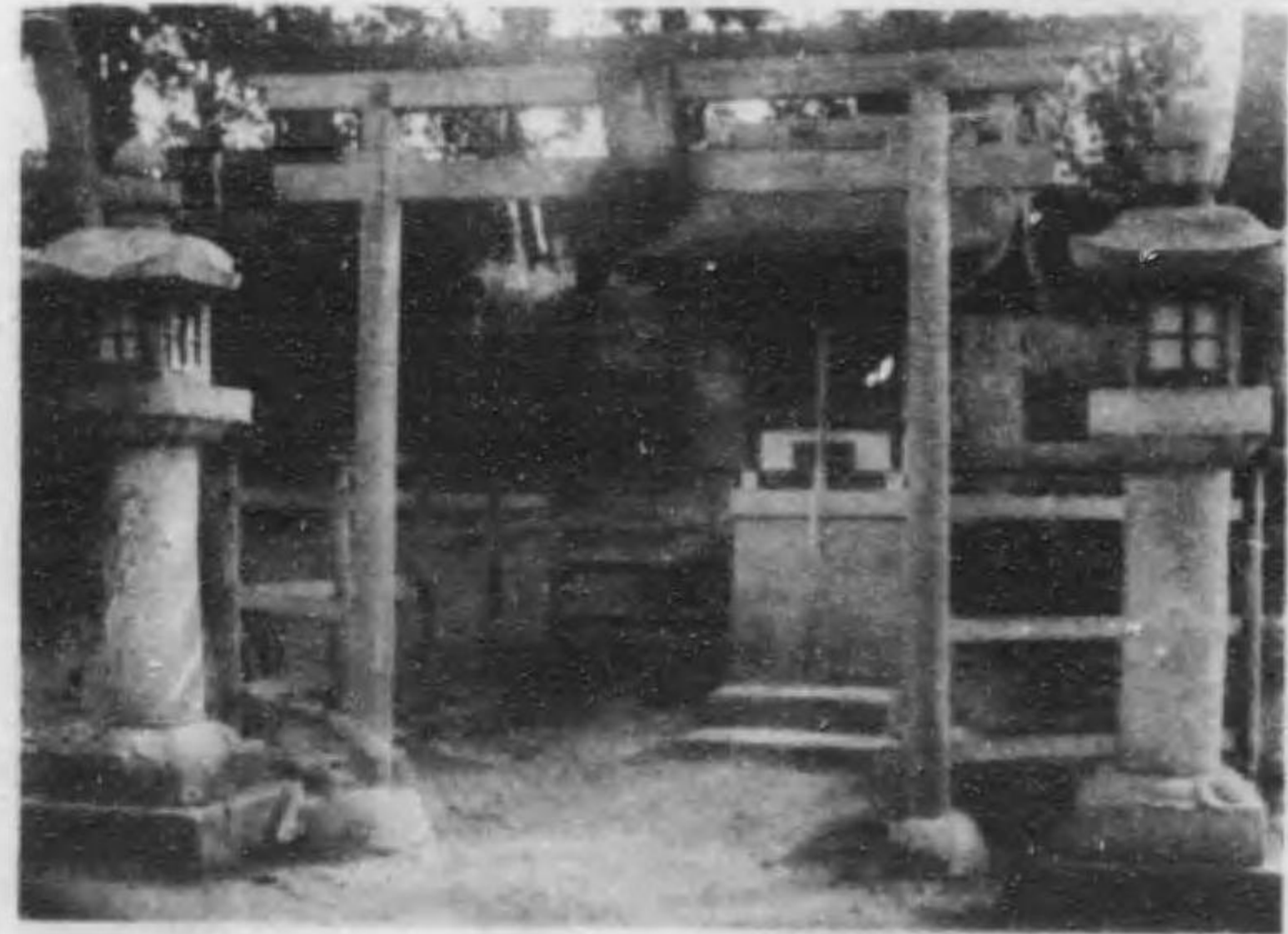




徳川頼宣御寄進拜殿 傳伏見城車寄



東照宮

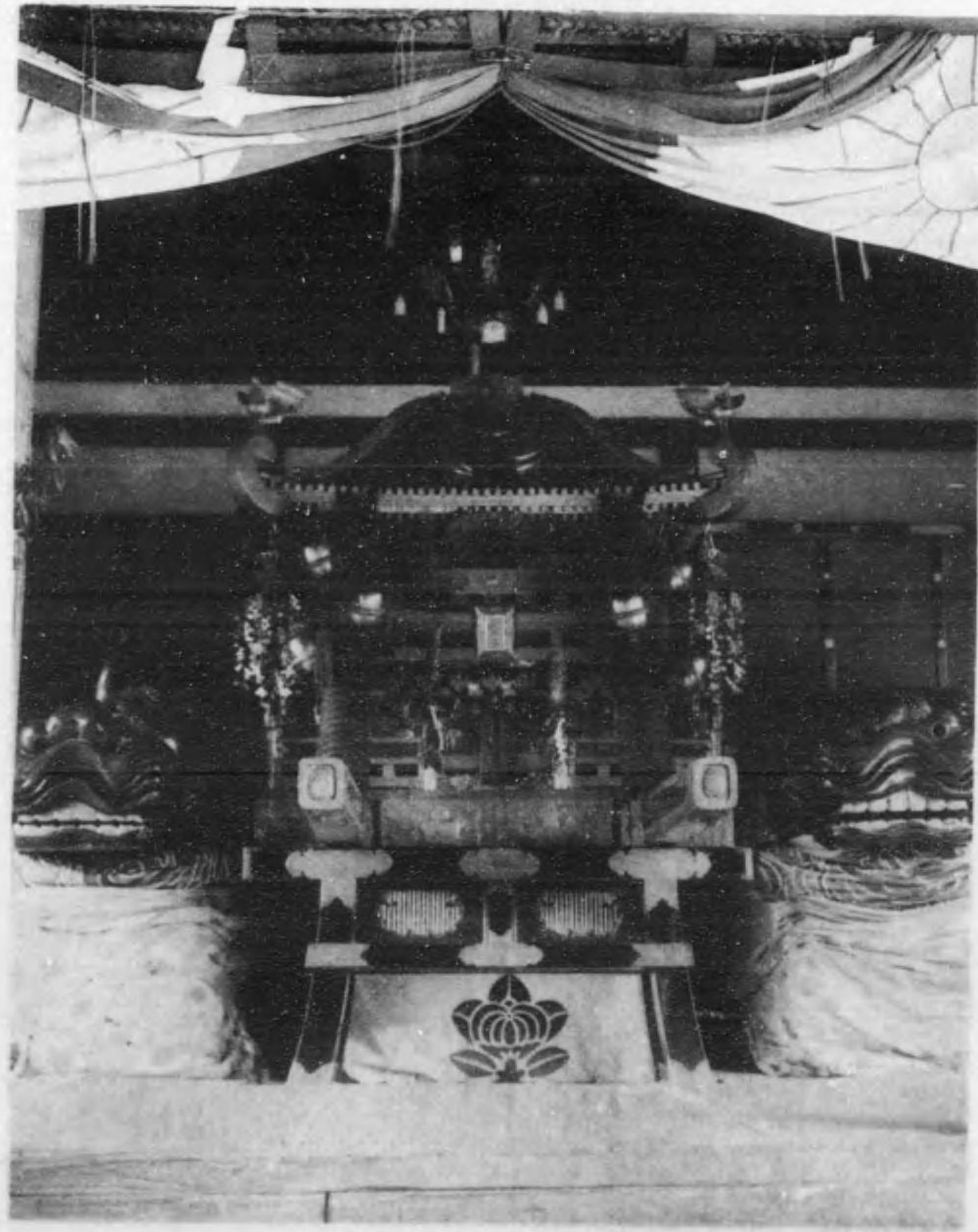


豊國社





孝明天皇御寄附の御衣



徳川秀忠公御女天壽院御寄附の神輿  
伏見奉行仙石大和守寄附の獅子



豊公願文と献納の太刀



徳川光圀卿消息と献納の太刀



御香宮現境内繪圖



古御香宮現境内繪圖

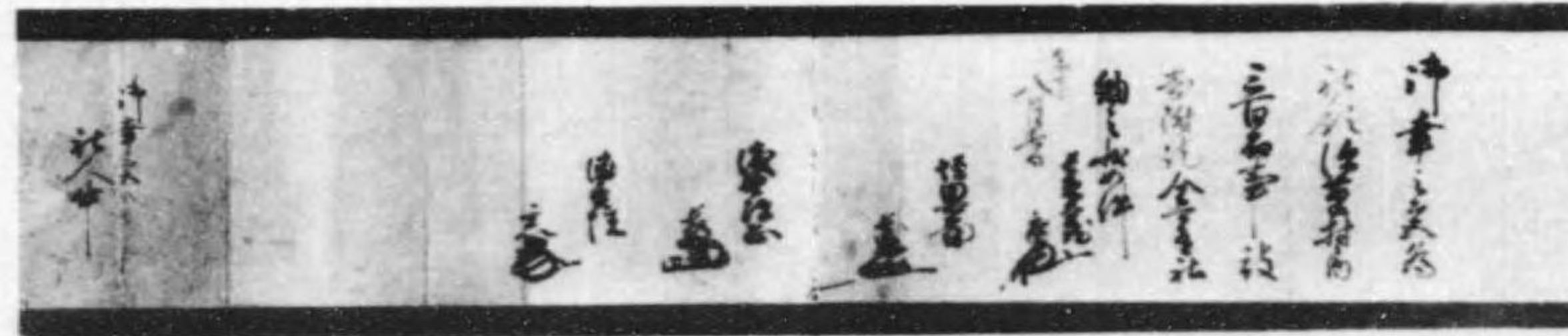




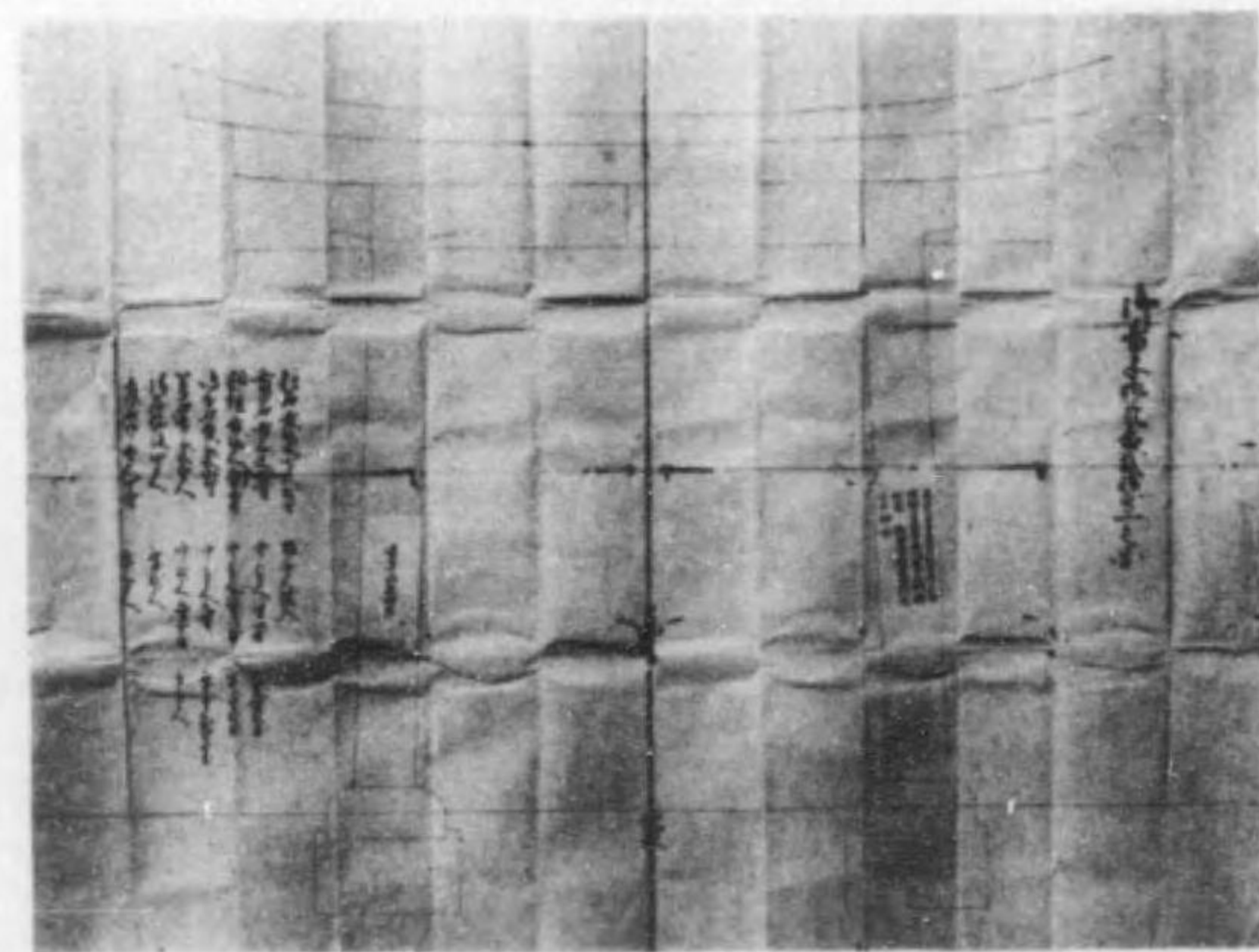
歌公豊



狀附寄領神氏臣豊



書様仕居鳥石の時當建再卿將宗川徳





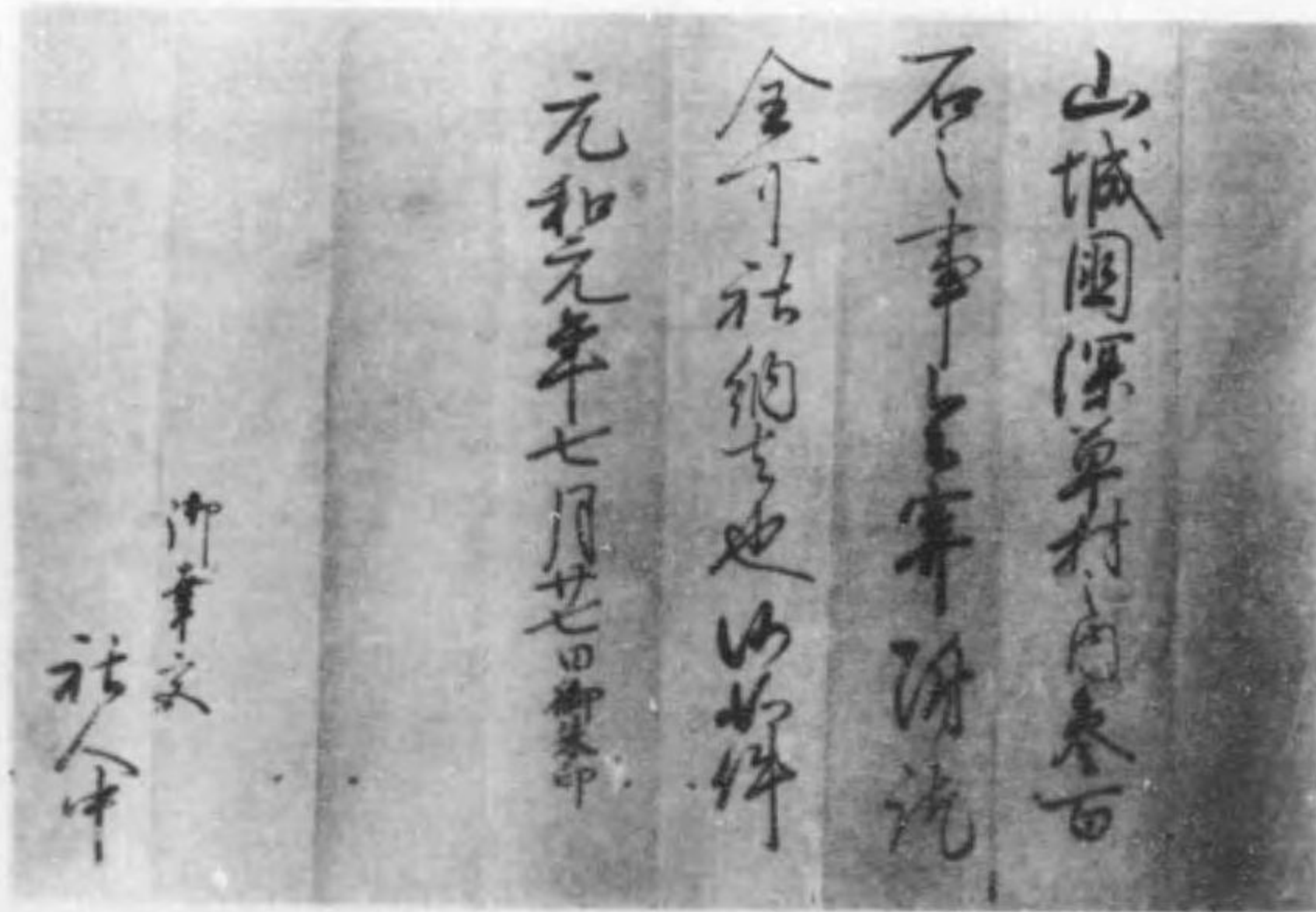
黄檗木菴書社號



徳川氏御朱印之御朱印宮



東照宮御朱印寫



沖津文  
社人中



官大 官  
 殿 本  
 二市 神楽堂 殿小 遊儀  
 堂 殿拜大  
 權大夫 九殿堂 御堂 御殿堂  
 大市 御儀 御儀  
 三 木 宮 邸  
 御九 門右 門右 御儀  
 金殿院

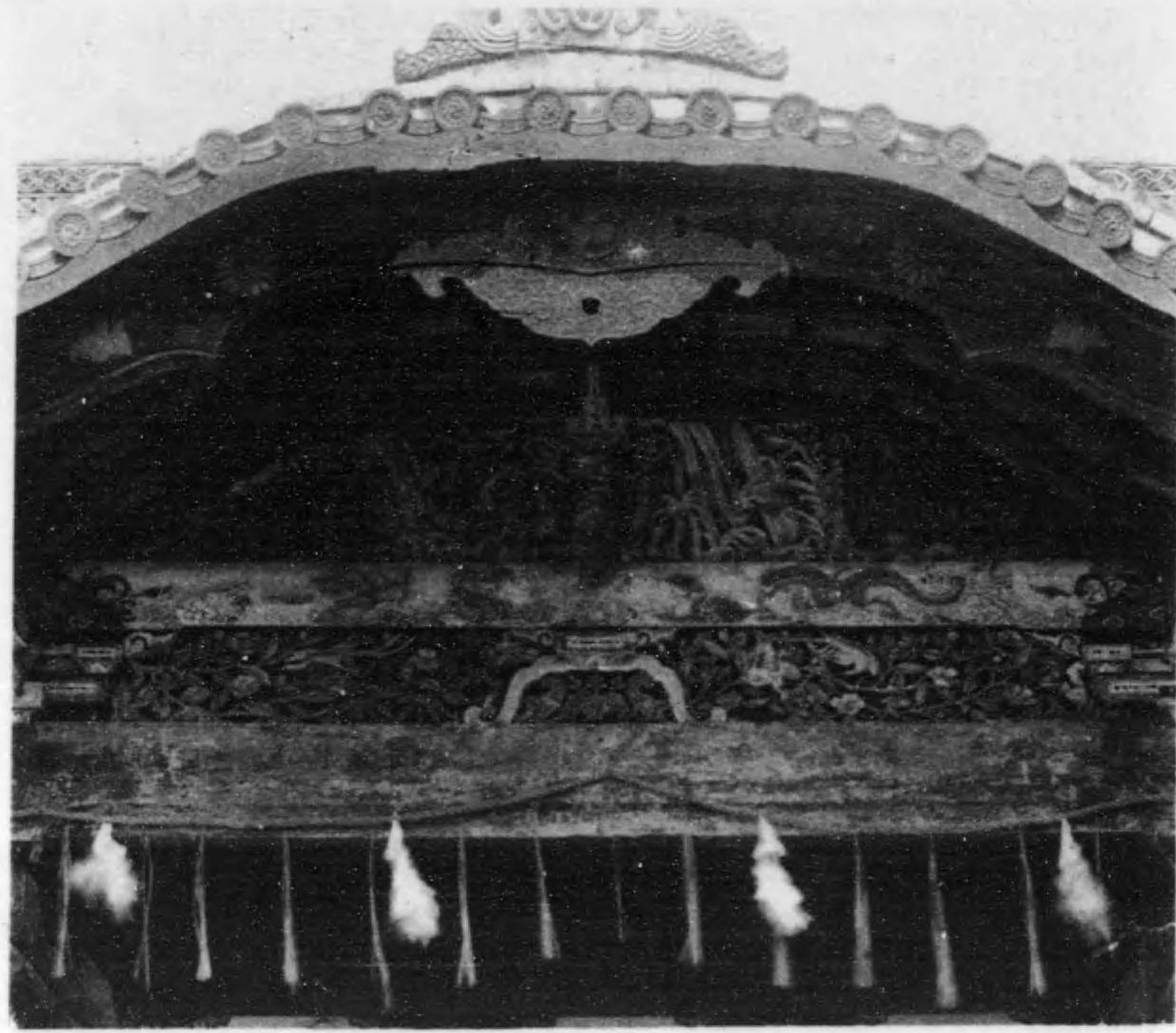
此の御一  
 正徳院の  
 位を  
 なし











拜殿正面の一部



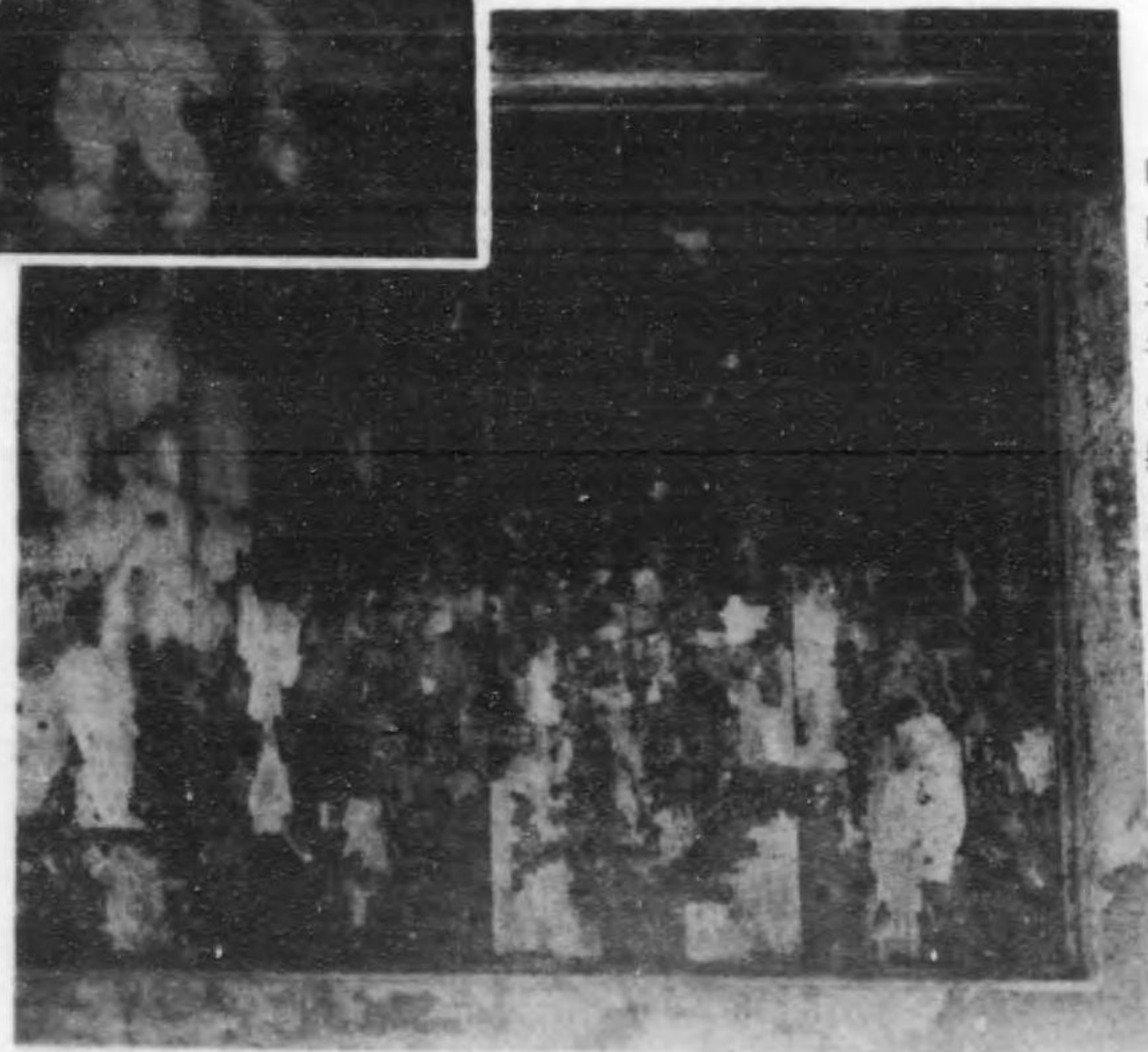
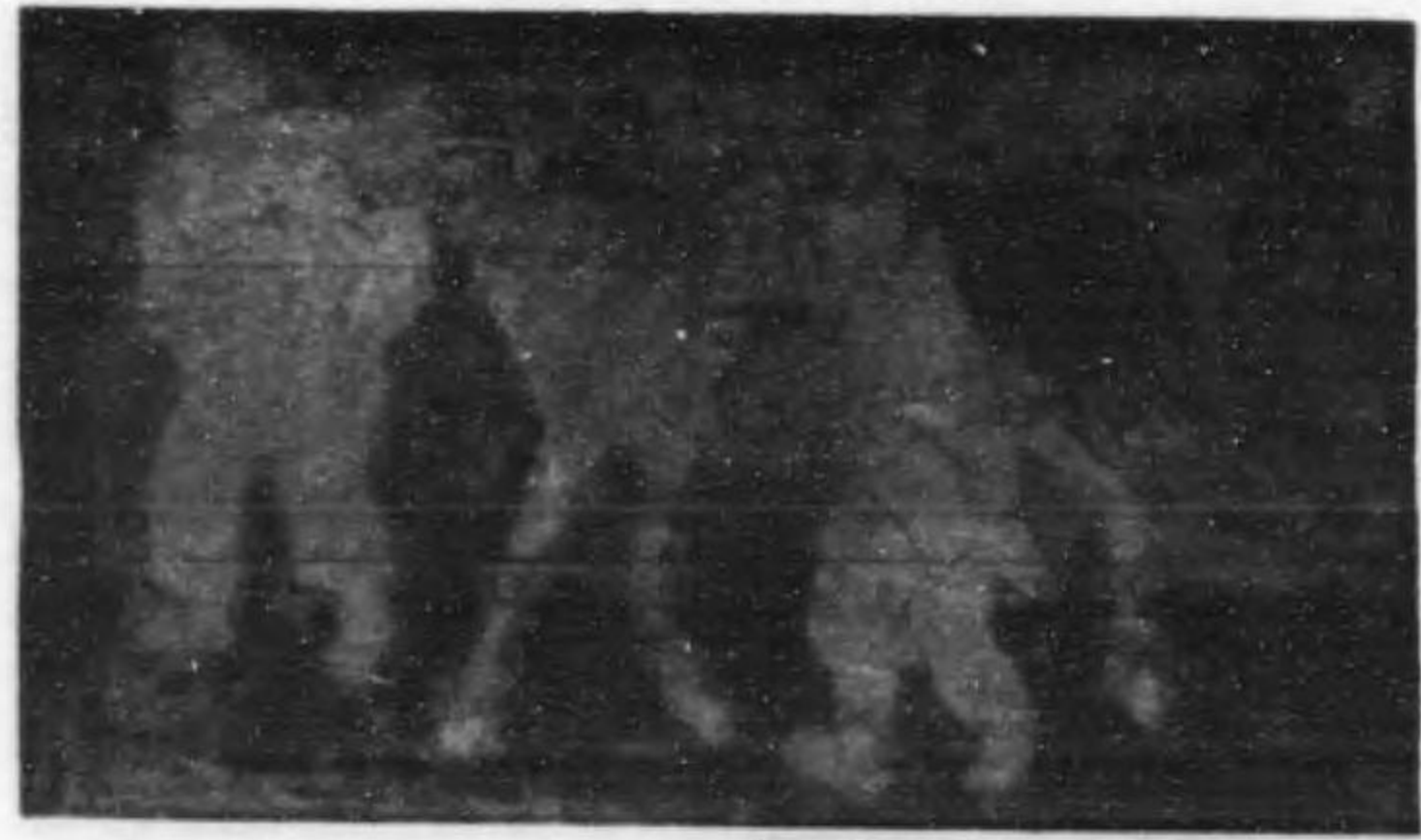
正保三年の繪馬



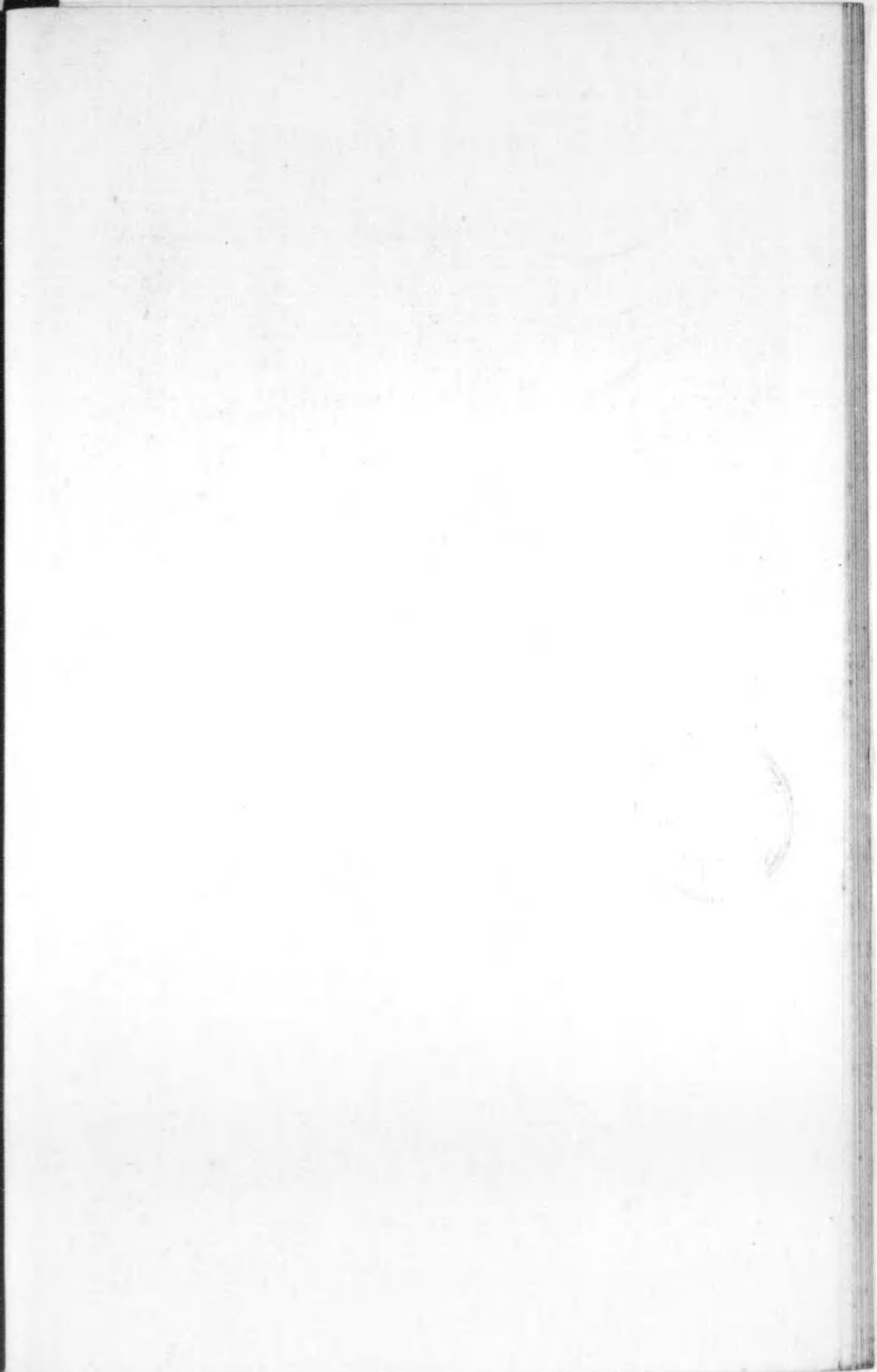


狩野永伯畫寶曆六年の繪馬

清暉文政四年の繪馬



明暦元年の繪馬の一部

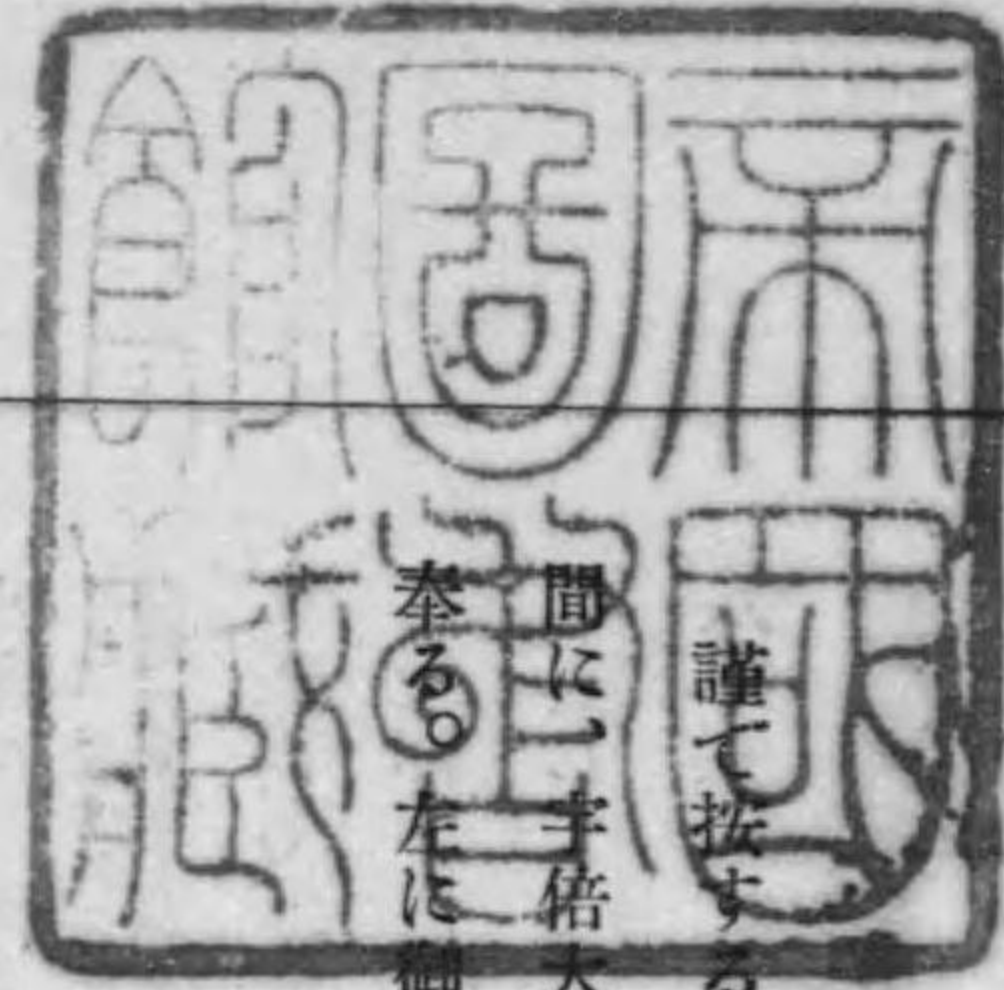






御香宮神社

祭神



神功皇后

謹て按ずるに、御香宮神社本殿には、正中に、神功皇后、仲哀天皇、應神天皇を祀り東  
間に、左に大天神、瀧祭神、河上大神、西間に、高良大神、若宮、白菊大神を祀り  
奉る。左に御事歴の大畧を掲げまつらむとす。

開化天皇五世の孫、息長宿禰王の御女、氣長足比賣にして、御母を葛高城額比賣と申  
す。成務天皇の三十年御誕生、仲哀天皇二年正月、立て皇后となり給ふ。二月、天皇角鹿  
に幸し給ふや、皇后駕に隨ひ、共に筒飯宮に座す。筒飯は氣比に通じ、現今主として氣比

(1)



を用ゆ。而して敦賀は上代に於ける我國重要な港にして、韓半島との交通は、重にこゝを  
經て行はれたりき。

此時に當り、九州の熊襲叛して貢を奉らず、天皇これを討ち、更に其後援たる新羅を征  
せむとし給ひ、三月皇后を角鹿に留めまつり給ひて紀伊國德勒津宮トコロツノミヤに幸しこの行在跡、或は日  
高郡江名村の地なり  
とし、或は名草郡新在家村の地なりとも稱せらる。さらに此處を發し海路穴門長に幸し給ふ。御進發に臨み、御使を皇后  
に差はし、急に角鹿を發して穴門に趣き給はしめ給ふ。皇后依つて途を攝津にとり給ひ、  
川邊郡神前神より御船に召され穴門に於て天皇に合し、九月、豐浦宮長府二宮八橋は行在の跡な  
りと傳へらる。を興して、こゝを行在所と定め給ふ。

八年正月、筑紫に御進幸、ナラガサカシノミヤ 繼縣樞日宮香椎宮に到まし、三月天皇の勅により御妹玉妃命、武  
内宿禰及び安曇連等と共に幾内より近江を經て角鹿に到り、筥飯神宮今敦賀町  
官幣大社氣比神社を祭り  
給ふ。軍事上の御消息ありしなるべし。その歸り給ふに及び、天皇群臣に詔して、熊襲討  
伐のことを議し給ふ。時に皇后、熊襲を後にして、まづ新羅を伐ち給はむことを、奏し給ひ  
しも、議成るに及ばずして、天皇熊襲を撃ち給ふ。利なし。九年二月、天皇急に御病あり、

六日、樞日宮に崩し給ふ。茲に於て、皇后功臣武内宿禰と議し、喪を秘し、吉日を撰みて親  
ら齊主となり、天照大神を祭り、新羅征討の捷を祈り給ひ、先づ吉備臣祖鴨別を遣はして  
熊襲の征討に當らしめ、銳意、出師準備のことに従ひ給ふ。乃ち九月には諸國に令して、  
船舶を集め、兵甲を鍊り、大三輪の社今大和國磯城郡三輪町  
官幣大社大神社に刀矛を奉り給ふ。此に於てか  
軍兵の勢自ら振ふ其間にありて一面、吾我海人烏摩呂ミナヘノアマヲ、磯鹿海人名草等シラウケノナヒド  
ナカサを遣はして、具に  
敵國の事情を探らしめ給ひ、其報告を待ち、吉日を卜して軍を發し給ふ。時に皇后親ら斧  
鉞を執り、軍中の訓令を與へ、以て三軍の士氣を鼓舞し給ふ。

十月、對馬上縣郡和珥ワヰの津を發し、大舉敵地に迫り給ふや新羅王書紀には、波沙襲錦なりと書せ  
り或は「微叱已知波珍干岐」なり  
とも大に怖れ、戦はずして出て、降る、皇后則ち府庫を封じ、圖書文書を收め、十二月凱  
旋、筑紫蚊田の地に於て、譽田別命應神天皇を生み給ひ、また大捷の報賽として、穴門國山田  
邑に住吉の荒魂を祀り給ふ。今山口縣豐浦郡勝山村  
官幣中社住吉神社 明年二月、皇后群臣を領めて豐浦宮に移り、  
喪を收めて海路大和に向ひ給ふ。時に先帝の庶王子、齋坂忍熊の二王、皇后に平ならず。  
稱を先帝の作陵に仮り、赤石海峽明を阨し、犬上君祖倉見別日本武尊  
キシノシロイサキ吉師祖五十狹茅宿



禰大彦命等これに従ひ、軍勢大に振ふ。會二王、菟餓野に狩し攝津國 武庫郡廣坂王、過つて命を殂し給ふ。

此に於て、忍熊王は赤石の軍を反し、退いて住吉攝津國 三宮の東に屯し給ふ。此情報に接し給ひし皇后は、武内宿禰をして皇子を護り、南海より紀伊に出てしめ、別に弟彦王垂仁天皇 四世の孫を先行せしめ給ひて、針間播磨と吉備備前との間に、和氣關を造り敵に備へしめ、然る後軍を發して、務古武の水門港に著き給ひ、此地に於て天照大神の荒魂を廣田に今攝津國武庫郡大社村 官幣大社廣田神社稚日女尊を活田に今神戸市山手通 官幣中社生田神社事代主尊を長田に今神戸市長田 官幣中社長田神社住吉大神を大津オホツツミ淳中倉の長峽生田の東一里にあり今の官幣大社住吉神社は、仁徳天皇の時、こゝより住吉郡に遷り給ひしなり。に給ひしかば、皇后便ち難波の海より紀伊國にいたり給ひ、日高日高郡にて皇子に合し、更に小竹宮御香宮縁記に、當社鎮座の地は小竹宮の舊跡なりと云へり。失に遷り三月、菟道に忍熊王の軍を敗り、遂に大和に入り給ふ。十月群臣より奉れる皇太后の尊稱を納れさせられ。攝政の二年十一月には、仲哀天皇を河内國長野陵に葬り、三年正月譽田別尊を皇太子に立て、都を大和の磐余につくり若櫻宮或は稚櫻とも書す大和 國磯城郡安倍村池ノ内と稱し、朝に臨むて政を攝し給ふ。五年二月

新羅王使を遣はして朝貢し、曩に人質として奉れる、微叱ミシコト許智コトチ伐早ツクハを返し給はむことを乞ふ。皇太后これを聽し給ふ。

十三年二月、武内宿禰に命じ、太子に従つて角賀の筒飯大神に詣てさせ給ふ、四十七年四月、百濟の使久コト氏ウヂ、彌州ミヅ流リウ、莫古モコ及び新羅の使等朝貢す。皇太子皇太后群臣と共に二國の貢物を檢し給ふに、百濟の貢物、新羅の貢物に及ばざると遠し。即ち其故を問はしめ給ふに、百濟の使臣對へて曰く、臣等故國を發し道を失ひて新羅に至る、新羅人臣等を捕へて其貢物を易ふと、皇太后具に之を聞食して、千熊長彦額田郡槻本首の祖をして罪を新羅に問はしめ、更に四十九年には將を遣はしこれを撃ち、占領地の一部を百濟に賜ふ、百濟王大に喜びて將軍荒田別姓氏錄に豐城入彦命四世の孫とあり等を厚く禮し、長遠不朽の盟を示し、常に西蕃と稱して、春秋朝貢を怠らざらむことを盟ふ。

五十年二月及び五月、荒田別及び千熊長彦等名百濟より歸る。百濟王また久氏をして之に従はしめ、以て敬順の誠をいたす。皇太后篤くこれを遇せしめ、更に多沙城を賜ひ、往還の路驛となさしめ給ふ。翌年三月、百濟王また久氏を遣はして朝貢し、忒心チシムなきを盟ふ。



皇太后よつて千熊長彦をして、久氏と共に百濟に往かしめ、彼を慰勞せしめ給ひ撫育至らざるなし。五十年二九月、久氏等また千熊長彦に従ひて入貢す。皇太后これを嘉尚し給ふ。六十二年新羅朝せず。乃ち葛城襲津彦を遣はして、これを討たしめ給ふ。六十九年四月十七日、皇太后若櫻宮に崩じ給ふ。十月十五日狹城盾列陵サキノカサノタテノミに葬奉る。狹城盾列池上 大和國生駒郡平城村大字山陵十一月百濟、新羅、高麗、使を奉てり吊ひ、其御徳を頌しまつる。

仲 哀 天 皇

足仲彦天皇と申し、日本武尊第二の王子に坐まし 御母は兩道人姫命、垂仁天皇の御女なり。天皇容貌端正、御丈十尺と稱す。成務天皇の四十八年、立ちて太子となり給ふ御年三十一歳なり。六十年、父天皇の崩し給ふに及び、翌々年正月御位に即かせ給ふ、二年正月氣長足比賣を立て、皇后となし給ひ、二月角鹿に行幸、宮を興してこれに居給ふ。これを

筒飯宮と稱す。同月淡路屯倉を定め、三月紀伊國に巡狩、徳勒津宮に坐し、が、これより先き、熊襲皇威に従はずとの報頻にして、遂に此に至りて愈々朝貢を懈る。天皇即ち親征を思し立ち給ひ、海路穴門に幸し、勅により角鹿より來り會し給へる、皇后とも豊浦宮に居り給ふ。

八年正月、筑紫に進幸せむとなし給ふや、崗縣主祖熊罏周防國沙磨浦サハハ或はサバと訓じ山口縣佐波郡の海なり。に天皇の御船を迎へ、崗の浦に従ふ。崗津の泊ともいひ、筑次で天皇樞日宮を行在と定め、九月群臣を集めて熊襲討伐のことを議し給ふ。時に皇后、熊襲の反服常なきは、新羅其援をなすに依る、則ち熊襲征討に先だち、まづ新羅を征めざるべからずとなし給ひしも、天皇強いて熊襲を撃ち給ふて利なく、軍を遷し給ふ。此年秦始皇帝の裔功滿王歸化す。翌九年二月天皇、御身に痛あり、六日樞日宮に崩じ給ふ。皇后武内宿禰と議し喪を發せず、竊かに海路より穴門豊浦宮に遷しまつりて、こゝに殯し給ふ。蓋し大喪により、其士氣の衰へむことを憂ひ給へばなり。後韓の軍功を奏し、皇后筑紫に凱旋し給ふや、群臣百寮を從へて豊浦宮に移り、天皇の喪を收めて京に入り給ひ、攝政の二年十一月河内國長野陵惠我長野西陵南河



内郡藤井に葬り給ふ。  
村大字岡

應 神 天 皇

譽田天皇と申し、仲哀天皇第四の王子なり。御母は神功皇后、天皇の九年十二月、筑紫蚊田に生れ給ふ。攝政の三年皇太子となり給ひ。六十九年、皇太后崩じ給ふに及び、正月即位、親ら政を覽はし給ひ、輕島に都し豊明宮に大和國高市郡白檜村居給ふ。三年十月、東の蝦夷悉く朝貢す。即ち蝦夷を役ひて、廐坂道を作らしめ給ふ。十一月處々の海人、命に従はず。阿曇連大濱宿禰を遣して之を平げしめ給ふ。この年百濟王辰斯、禮を失ふ。天皇即ち紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰等を遣はして其無禮を詰責せしめ給ふ。百濟乃ち辰斯王を廢して拜謝するに及び、紀角宿禰等阿花を立て、百濟王と爲して歸る。五年八月、諸國に令して海人及び山守部を定め、十月、伊豆國に科して、船を造らしめ給ふ。十丈なり。六年二月、近江國に幸す。十四年二月、百濟王縫女二人を奉れり。久米

縫の始祖なり。同年、支那弓月君ユウキキミ、百二十縣の工人を率ゐて歸化す。途に新羅に擁せられ、加羅國史に云ふ任那にして弁韓の地方を稱せらるに留まれり。天皇、葛城襲津彦を遣はしてこれを召さしめ給ふに、三年を経るも襲津彦歸來らず。十五年八月、百濟王阿花、阿直岐をして良馬二疋を貢らしむ。天皇嘉尚し、輕阪に養はしめ給ふ。阿直岐また能く經典を讀む。即ち八河枝ヤカサ姫の所生たる、菟道稚郎子の師となし給ひ、更に阿直岐の博士王仁を推むるに及び、上毛野君祖荒田別及び巫別カニギワケを、百濟に遣はして王仁を徵さしめ給ふ。

十六年二月、王仁召に應じて來る。天皇即ち菟道稚郎子及び大鷦鷯兩皇子の師として、典籍を講せしめ給ふに、苟も通達せざるなく、説く所、大に兩皇子の御心を動かしまつりしもの、如し。王仁は漢高祖の裔、王狗の孫にして、學徳並び高く、來りて二皇子の師傅となるや、身を以て之に任じ、我國文學開始の大業を輔け、功業頗る大なり。彼の、難波津に咲くや此花冬籠り今を春へとさくやこの花の歌は、この人の作にして、後年二皇子相互に御位を譲り給ふ時、大鷦鷯尊に奉れるものなりとも稱せらる。而して子孫世々文事を以て朝廷に仕へ西文氏カハチノフミウジといひ、この人の來朝後數年にして我國に來りたる、阿知使主の子孫た



東文氏と共に、我國上代文献の上に資すること頗る大なり。墳墓は大坂府北河内郡菅原村大字藤阪にあり。此年、百濟の阿花王薨す。天皇乃ち質として我國にありし、阿花の王子直支王を國に返し、位を嗣がさしめ給ふ。八月、平群木菟宿禰、的戸田宿禰に精兵を授けて、加羅に遣はし給ふ。蓋し曩に弓月君及びその部族を、召さしむるがため、韓土に差し給ひし、葛城襲津彦を迎へしめむがためなるべし。木菟等の精兵、新羅の國境に迫るや、新羅王大に駭き直に其罪に服す。こゝに於て、弓月の人口及び襲津彦等、歸朝することを得たり。抑も弓月君の歸化は、我國上代文明の上に及ぼせる影響、頗る大なるものありて、夙く當代に於て、絹布の織法を我國に傳へたるは、實にこの部族の功なりとす。

十九年十月、天皇吉野の宮に幸まし、時、吉野の國標人體酒を献り歌を奏す。國標とは、大和國吉野郡に住せし部族の名稱にして、國主、國巢、國標とも書す。これより以後、屢々朝廷に参りて、土風の歌笛を奏す。後世大嘗會を始め、朝廷の由ある御儀式に連り、歌笛を奏するはこれに起因す。

二十年九月、倭漢直祖阿知使主漢の劉宏の裔其子都加使主、部下十七縣の人口を率ひて歸化す。

阿知使の子孫、代々朝廷に仕へて記録のこゝを掌り、大和に居るを以て、東文氏といふ。二十二年九月、天皇淡路島に行幸、更に小豆島に遊び給ふ。二十五年、百濟直支王薨す。其臣大倭木滿致幼主久爾辛を擁して政を執り、我國に禮なし。天皇之を召して詰責し給ふ。三十一年八月、曩に伊豆の國の貢る所の船、枯野と號するもの久しく官用に功して破損せり。天皇依りて詔し、有司をして其船材を薪となし、鹽を焼かしめ、五百籠の鹽を得て周ねくこれを諸國に賜ひ、以て船を造らしめ給ふ。こゝに於てか、諸國一時に五百船を上る。天皇乃ち之等を悉く、武庫の水門攝津國武庫に集め給ふ。然るに、此時恰も新羅の使入朝して、武庫に泊り火を失し、ために新造の船、焚かるゝもの多し。有司これを新羅に責む。新羅王大に驚き、乃ち造船の良工を貢る。これ猪名部等の始祖にして、爾後我國に於ける造船術に、一段の進歩を見たり。

三十七年二月、曩に歸化せし阿知使主及び、其子都加使主等を遣はして、吳に趣かしめ、縫工女を求めしめ給ふ。阿知使主等命を奉じて、まづ高麗に到り、嚮導を得て吳に通じ、工女四人を得て歸れり。こゝに於て我國機織法の上に、一紀元を劃するに至れり。四十一



年二月、天皇豊明宮に崩じ給ふ。河内國惠賀の裳伏岡惠賀裳伏岡陵 南河内郡古市村大字輕墓に葬り奉る。天皇の崩後、曩に吳に遣はし給ひたる阿知使主等、工女を率ゐて吳より歸り、攝津國武庫の港に至るに及び、天皇の崩御を聽き、哀悼措かず、乃ちこれを仁徳天皇に奉れり。

言卷も畏かれど、以上正殿に祀り奉れる神功皇后、仲哀天皇、應神天皇の三神は、實に我國史上偉大なる御事蹟を残し給へる御神々にして、其御治世は、内治外交共に我國發達の上に、主要なる時期を劃せし時代なり。則ち外交史上に於ては、神功皇后の新羅御征討は日韓の關係を確定し、神代以來の、我國と半島との關係は、茲に具體的に、彼をして從屬の位置に立たしめ、近き明治の御世に於ける、韓國併合の素地の、業に此時になれるを見たり。更に内治史及び、文化史の上に於ては、爾後半島との密接なる交通によつて、これにそれを介して、大陸の文明を輸入するに至り、學問、建築、工藝を始め、其他あらゆる點に於て、我國文明の根柢を築ける時代にして、國民自覺最初の一大時期たり。而して以上三神は、直接この發展を、導き給ひし神々にして、聖功偉烈、國民の齊しく仰ぎ奉るところなり。以下東西の間に奉祀せる、神等の御事歴を謹述し奉らむとす。

### 宇倍大明神

武内宿禰公なり。孝元天皇の皇子、彥太忍信命オシマコトより出づ。御父は屋主忍男武雄心命、御母は紀直遠祖菟道彦の女、影媛にして、平群、蘇我、葛城、三氏の祖なり。景行天皇の二十五年命を奉じて東北諸國を巡歴し、具に土地の形勢、沃曠より、民情風俗を視、二十七年復命、擊つべきを奏し給ふ。四十年、天皇日本武尊を遣はして、征討の任に當らしめ給ひしも實に宿禰公の献策に、基くもの多しと稱せらる。五十一年八月、皇子稚足彥尊成務天皇太子となり給ふや、公は棟梁の臣となり、次で即位し給ふに及び、大臣となり給ふ。我國大臣の稱こゝに生まれり。仲哀天皇九年二月、天皇、熊襲御征討の陣中に、崩御し給ふや皇后と謀り給ひて、秘して喪を發せず、梓宮に従ひて穴門に遷り、豊浦宮に殯し給ふ。

これより、皇后新羅御親征の前後、軍國の帷幄に參し、克く皇后を援けまつりて、捷を新羅に得凱旋の後帝の喪を發し、海路京に歸り給はむとするや、會麁坂、忍熊の二王、兵を擧げて明石海峽を阨し給ふとの報に接し、公は皇子及び先帝の梓宮を奉じて、南海より紀



伊水門に出で、皇后と日高に會し、更に命を受けて、武振熊と共に紀伊より山背に出で、菟道に於て忍熊王の軍を敗り、俱に大和に入り給ふ。攝政の十三年二月、皇太后の命を奉じ皇太子に従ひて角鹿にいたり、筒飯大神を拜し給ふ。應仁天皇の七年九月、新たに歸化せる韓人を率ひ、韓人池を穿ち、耕作に便ならしめ給ふ。

九年、勅を奉じて筑紫を監察し給ふや、弟甘美内宿禰の譏に會し、天皇の御怒に觸れ給ひしも、其臣壹伎直眞根子の、公に代りて自刃するにより、纔に遁れ馳せて闕下に伏し、忸心なきを疏辯し、乃ち探湯ウカシの法古代我國裁判の形式なりによりて、其直を明にするを得、朝政を乗り給ふこと故の如し。仁徳天皇の五十五年薨じ給ふ。

龍 祭 神

當社縁記に曰く、「龍田大神なり」と龍田大神は伊弉諾尊、伊弉册尊の御子、級長戸邊命ウチノヘノミコトにして、又の御名を級長津彦命、または國御柱命、天御柱命と稱へまつり、大和國生駒郡三

郷村、官幣大社龍田神社の御祭神と御同體なりと稱へ奉る。抑も龍田大神は廣瀬大神奈良縣北葛城郡河合村、官幣大社廣瀬神社ととも、風雨を掌り五穀豐饒を護らせ給ふ御神として、歴代の御崇敬頗る篤く、又伊勢神宮の別宮、九所の中、風日祈宮として齋かれ給ふ御神なり。

河 上 大 明 神

當社縁記に曰く、「豊玉姬命なり」と。豊玉姬命は綿津見神の女、彦火々出見尊の妃、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の御母なり。記を案するに、天孫瓊々杵尊の妃、木花佐久夜毘賣の御子に、火照命、火須勢理命、火遠理命亦名、天津日高日子穗穗手見命の三神あり。火照命と火遠理命は、一日山海の幸を代へ給ふに、火遠理命は一魚をも得給はず、遂に鉤を海に失ひ、兄命の怒に會ひ給ふ。時に鹽槌の神來りて、其御物語を聴き、教へ奉るに綿津見神の宮に、到り給ひむことを以てす。命乃ちそこに到り給ひ、綿津見神の請を容れ給ひて、其國に留り給ふこと三年、その女、豊玉姬と娶まして、生みませる御子を、神武天皇の御父、天津日高日子



波限建鵜葺草葺不合命と申しまつる。河上大明神は、火遠理命即ち彦火々出見命の妃豊玉姫にして、長崎縣對馬國上縣郡木阪村、國幣中社海神社に祀られ給ふ神と御同體なり。

高良大明神

當社縁記を案するに高良王垂命カハラタケケルなり。阿曇連の祖、綿津見神なり。神功皇后新羅を征し給ひし時、この神大に威烈を現はし、海上の守護に従ひ給ふ。乃ち後世、其神徳を稱へ奉りて、玉垂命と稱す。福岡縣三井郡御井町國幣中社高良神社に祀られ給ふ御神なり。

若宮

仁徳天皇

應神天皇の皇子、大鷦鷯尊、御母は品陀眞若王の女仲姫と申す、父天皇、菟道稚郎子尊を

鍾愛し給ひ、その四十年、立て、皇太子となし給ふ。翌年天皇崩御し給ふや、大鷦鷯尊は先帝の御心の隨に、御弟菟道稚郎子に、皇位を繼がしめまつらむとし給ふ。然るに異母高城入姫の出、大山守命、竊に皇太子を害し奉らむとし給ふ。尊其謀を聞き、密に太子に告げ給ふに、難の及ばむことを以てし給ふ。太子乃ち逃れて宮を菟道に興し、こゝに居給ひ互に位を譲り給ふこと三歳に及びしも、太子遂に兄尊の御志の奪ひ奉るべからざるを知り自ら命を絶ち給ふ。此に於て始めて御位に即き給ふ。

元年正月、難波に都し高津宮に居給ふ。宮室簡素、梁柱藻飾せず、これ民を役し、耕績の時期を妨げむことを、慮りまつり給ひてなり。二年三月、武内宿禰公の女、磐之媛を立て、皇后となし給ふ。天皇、仁慈民を愍み給ふこと篤く、四年三月、勅して爾後三載、民の課役を除かしめ給ふ。三年を経て民悉く富み、遺を拾はず、里に鰥寡なし。天皇これを聞食して、大に喜び宣はく、「百姓富むれば則ち朕富むなり」と、而かも宮殿朽壞、府庫己に空し、十年十月、民の請を容れて、宮室を營ましめ給ふ。老幼簣を擔ひ、材を運び、日夜を間はずして作る。未だ幾時も經ずして悉く成る。



十七年、新羅朝貢せず。九月、天皇の臣祖砥田宿禰、小泊瀬造祖賢遺臣を遣はして、之を責めしめ給ふ。新羅懼れて罪を謝し、調絹一千四百六十疋及び、種々の貢物、併せて八十艘を献る。天皇これを聽し給ふ。其他、御治世を通じて、或は池溝を開き、船を造りて水運を便にし、或は新羅及び蝦夷を征し給ひて、外に皇威を張り、賦を軽くし、歛を薄くして、徳を施し給ふ。此に於て政令流行、天下太平なり。八十七年正月、高津宮に崩す。十月河内國、津原、百舌鳥野陵百舌鳥耳原中陵和泉國泉北郡船松村に葬り奉る。

#### 菟道稚郎子尊

應神天皇の皇子、仁德天皇の御弟、御母は和珥臣祖日觸使主の女、宮主宅媛なり。天皇深くこの皇子を愛し給ひ、四十年正月立て、皇太子となし給ふ。十五年八月百濟王阿直岐をして良馬二疋を貢らしむ。阿直岐能く經典を讀めり。稚郎子即ちこれを師として、典籍を習ひ給ふ。翌十六年二月、荒田別、巫別等の、博士王仁を召し歸るに及び、太子大鷦鷯尊

と共に、これに師事し給ひ、凡そ通達し給はざるなし。父天皇の崩後、兄尊と互に位を譲り給ふこと三歳、遂に自ら命を絶ち給ふ。大鷦鷯尊、難波より馳せて菟道に至り、哭働措き給はず、菟道菟道稚郎子尊宇治縣山城國宇治郡宇治村大字菟道に葬り給ふ。御香神社縁記には仁德天皇菟道稚郎子尊二柱を合せて若宮と稱へ奉れり。

#### 白菊大明神

當社縁記に曰く。白菊大明神は御鎮座に先ち、此地に住し給ひ、自ら菊を培ひて甚だ愛し給ふ、依りて鎮座の初にあたりて齋き祀ると。

以上東西の間に祀り奉れる六神は、概ね中の間奉祀の三神と、深き御關係を保たせ給ひ、我國史上、偉大なる御功績を遺し給ひし御神々、或は當社御鎮座につき、功業ある御神にして、これを御香宮九柱神と稱へ奉る。なほ右本殿に齋きまつる祭神のほか、末社として境内に左の十六社を祀り奉れり。



八坂社	若宮社	住吉社	東照宮	稻荷社	松尾社	金札宮	那智社	熊野社	新宮社	天満宮	春日社	太神宮
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	祭神
素盞鳴尊	若宮八幡	住吉大神	徳川家康公	稻荷大神	松尾大神	天太王命	那智大神	熊野大神	速玉之男神	北野大神	春日大神	伊勢兩宮

### 御鎮座及び沿革

豊國社	嚴島社	蛭子社
同	同	同
豊國大明神	市杵島姫	蛭子命

御鎮座及び近世に至るまでの沿革につきましては、縁記以外史料に乏しく、今後の研究に待つべきもの多し。其最も明かなる史料を有するに至りたるは、主として徳川時代に屬す。今當社所藏の縁記三卷記する所に據れば、最初創立につきましては識り難しと雖も、清和天皇貞觀四年九月、社内に清泉湧き、病者服すれば爽快忽ち癒ゆ。乃ち勅を以て社殿を修繕し給ひ、爾後、後三條天皇延久三年、後白河天皇保元二年、後宇多天皇弘安二年、後光嚴院康安二年には、大破炎上蒙古討平御祈禱等のため、造營修繕行はれ、應仁後は里人織に小社を營みて奉祀せりと云へり。神社の位置、社號等に至りては、二三の説あるものゝ如しと



雖も、今明かなることを知るに難し。たゞ鎌倉末より室町に亘りては、持明院長講堂領の中にあり、特に南北朝以後に於ては、足利氏と密接の關係ありしは、三木に關する系圖、其他により疑なきものゝ如し。天正年間豊臣秀吉公征韓の志あるや、同十八年備前長船將監長光の太刀を献じて戦捷を祈り給ひ、更に文祿三年伏見城を築き給ふに及び、社を城の東北狼谷紀伊郡深草村に遷しまつり、鬼門鎮護の神となし、次で慶長元年八月七日には、深草村の中にて神領三百石を寄附せられしは、神社所藏の寄附狀により明かなれど、これも何時迄繼續したりしものによ、神社所藏の記録、關ヶ原前後を記するもの殆んど無し。斯くして慶長十年に至り、徳川家康公伏見城東北より、現今の地に復し社殿を營み、更に元和元年七月二十七日には、深草村三百石の朱印を附せられ、爾後徳川將軍歴代の朱印を受け、明治十四年六月九日、郷社より府社に列せられ今日に及べり。

### 社殿并に建造物の創立及び沿革

#### 本 殿

慶長十年徳川家康公の御造營なり。桁行三十四尺七寸、梁間十九尺、軒高十六尺、棟高二十七尺、五間三面、流造、屋根檜皮葺、向拜三間、本繁垂木、前拜手挾の籠彫、脇障子透彫より、柱、臺股、斗備、肘木、虹梁、妻飾等に至る迄、悉く極彩色にして四方の瑞垣は、石垣積、屋根瓦葺、彩色吹寄菱組嵌込、總て檜材なり。社記によれば十年八月十八日手斧始行はるとあり。構造、形状は、前略述せる如きも、更に様式手法の上より、これを見れば、桃山時代の遺風を受け、素木と、極彩色繪畫との調和、頗る華麗にして、建高、破風勾配、軒の出等、姿態良好、近畿に於ける徳川建築として、有数のものなりと稱せらる。

#### 表 門

元和八年徳川頼房卿御寄進なり。桁行三十一尺四寸、梁間十一尺、軒高十五尺五寸、棟高



二十尺、三間一戸の藥醫門形、屋根切妻造、本瓦葺、組棟、平方柱、扣柱方柱、用材槻及檜、素木造なり。冠木上間の墓股、二十四孝の彫刻より、組物一式、極彩色にして、これを様式手法の上より論ずれば、軸部、軒廻、屋根、總て雄大豪壯、且つ組物墓股、頗る華麗にして、素木彩色よく調和配合し、桃山時代を遺憾なく發揮せり。伏見城の遺物と稱す。御香宮神社建造物中の白眉たり。明治三十九年四月、特別保護建造物に指定せらる。水戸中納言頼房卿は、家康公第十一子にして伏見に於て誕生し給ふ、水戸家の始祖なり。御幼名鶴千代丸、御母は美勝院、實は頼宣卿と御同腹なり。慶長十一年九月二十三日四歳にして、常陸國下妻十萬石を賜ひ、十四年十二月二十二日水戸城を賜ひ、二十五萬石後に三萬石を加へて二十八萬石を領し給ふ。正五位下左衛門督、正四位下少將參議を歴て、寛永三年八月從三位權中納言となり、正月正三位に叙し、寛文元年七月二十九日、年五十九を以て薨し給ふ、威公と諡す。御子光圀卿家を繼ぎ給ひ、卿の庶兄頼重朝臣松平を稱し、讃岐國高松に居り給ふ。

拜 殿

寛永二年徳川頼宣卿御寄進なり。桁行六十四尺八寸、梁間二十二尺五寸、軒高十六尺、棟高二十九尺八寸、七間三面、屋根入母屋造、本瓦葺、組棟、正面軒唐破風、總檜材にして正面輪垂木間及外側墓股の彫刻より、虹梁、組物等、悉く極彩色を施せり、表門同様軸部素木造に、黒塗の葺戸、彩色せる組物墓股、よく調和し、全體高尚雄麗にして、桃山式表現を有し、伏見城一部の建造物なりと云ふ所傳、信すべしと稱せらる。

紀伊大納言頼宣卿初頼將はは、家康公第十子にして、御幼名長福丸、御母は正木左近大夫女養珠院お萬局なり。伏見に於て御誕生、紀州家の始祖なり。慶長八年十一月七日、二歳にして常陸國水戸二十萬石を賜ひ、同九年更に五萬石を加ふ、十一年八月十一日御元服常陸介殿と申し、從四位左少將に任叙し、十四年十二月十二日、駿遠兩國五十萬石を賜ひ、後に遠江宰相殿と申す。大阪兩陣に従ひ、元和元年累進して權中納言となり、五年淺野長晟安藝に移轉せらるゝに及び、代つて和歌山城に入り、紀伊及び伊勢十八萬石合せて五十五



萬五千石を食み給ふ。寛永三年八月從二位權大納言に叙し、寛文七年五月二十二日國を御子光貞卿に譲り給ひ、寛文十一年正月十日薨す。南龍公と諡しまつる。

資性沈着智略に富み給ひ、上はよく將軍を輔け、下領民を愛撫し、幕府創業時代にあたり上下の信望を擔はる。藩翰譜所載大阪夏の陣の「大阪の兵起りし時、白旗、并大中黒の幕賜り、大御所に從て向ひ給ひ、再び兵起りしに、五月七日先陣既に軍はじまると聞たまひもみにもんで、馳せ來らせ給へども、軍事終りしかば、大御所の御陣に参りたまひ、頼將先陣を給らざりし故に、今日の戦ひに合はず、返すくも口惜く候とて、御涙にむせび給ひしかば、松平右衛門大夫正綱殿は、いまだ御年も若くわたり給へば、かゝる事には幾度もあはせ給ひなんす、さのみな御恨み申させ給ひと申せしに、此殿、以の外に御氣色損じ、やあ、正綱、頼將が十四歳に逢ふ事、再びや有べきと仰けるに、大御所世にうれしげにて、今日頼將が如何なる軍したらんより、只今の一言こそ、高名なれと仰れば、水野日向守勝成、細川越中守忠興を始として、御前伺候の大名小名、御内外様の人々、是を聞て、虎の子は地に落れば、牛を食ふ氣ありといふ本文ある、おそろしの御心やと、みな舌

をぞふるひける」この御言行或は慶安四年七月、浪士由井正雪等、反を謀りし時、頼宣公の名を偽りしを以て、幕府の嫌疑あり。御三家老中等登城、頼宣卿にその實否を糺し申したる折、「偕々目出度御事に御座候。最早御氣遣少もこれなく候。子細は、徒黨共外様大名の謀書致し候はじ、三代の御恩を忘れ、若も逆心仕かど、御疑も有べし。我らが判を偽り候事、最早上に御氣遣少もなく、無事に濟申候。若御疑も候はゞ、私紀州を只今差上、思召次第に罷成べく候」云々と挨拶し給ひしと云ふ、南龍公言行録所載の御言行は、人口に膾炙する所なり。

現今は中央中一と間、前後へ通じ、土間開放し、四半及び短冊石を敷つめたれど、當初は床あり、四方悉く縁なりしこと、元祿五年九月の製作にかゝる建造物平面圖、及び同六年十月の御香宮屋方之圖によりて明なり。而して其床の撤せられしは、何時の程なるか、今確實なる記録を發見せずと雖も、目下の如き石疊となりたるは、享保十三年末なること、三木日記同年十一月四日、奉行宛、三木善治願書によりて確めらる。同願書に。

一當社拜殿、中の間、只今は土間にて御座候處、此度産子の内より、敷石に寄進可仕由申



候者御座候。右石の儀、大津より、六地藏車にて六地藏迄取寄せ、六地藏より、當社迄者、御當地車にて取寄せ申度奉存候。尤車の儀も、車仲間より寄進可仕由申候。依之御荷印八本、拜借仕度奉願候。車二十四五輛も掛り可申候間、右御荷印の儀も、悉被寄せ申候内、拜借仕度奉願候。願の通被爲仰付被下候者、忝可奉存候以上。右御前御直に願の通被仰付候也。

とあり。目下の屋根は、寛文十一年度修繕の際、葺替たるもの、如く、屋根瓦約十枚目毎に、【寛文十一年修繕】の印を押しつけあり。なほこの拜殿は、本社御修葺中、御假殿として、その東の間を用ゆるを吉例とし、又年々の神幸祭御旅中には、神輿奉安の場所として必ずまた、東の間を使用するを例とせり、明治四十年正遷宮の後、建築上の都合により、同年以後大正二年迄、特に西の間に神輿を奉安せし外、一切變ることなし。

#### 前拜及び廊下

前拜桁行十二尺、梁間十二尺五寸、廊下桁行三十六尺、梁間十二尺なり。前拜は一間一面、屋根妻唐破風、檜皮葺、瓦棟、三方明放、後面吹寄菱組戸四枚建、本殿瑞垣に接す。廊下は屋根棧瓦葺、檜材、拜殿及前拜を接続す。右前拜は、一に小拜殿とも稱し來り、正面本社瑞垣上に御香宮の額を懸げたり。建造の年代明ならず。元祿五年九月の繪圖面には、小拜殿の稱ある建物を有すれど、三間に二間とあり。且つ、本社より、一間半餘離れたる場所にあり。また、同時に廊下もなければ、目下の前拜にあらざること疑なし。然るに三木日記、享保十四年四月十三日、奉行宛、三木善治修繕願に。

前略、御本社者、破損も無御座候へども、末社并に大拜殿、廊下、神樂所、湯假屋、神輿藏御供所、鳥居中略等の屋根破損後略とあるにて、當時既に廊下ありしなるべく、従つて、妻唐破風の構造を有する、前拜もこれありたるなるべく、たゞ建造の時代につきては、今知るに由なきも、寶永五年度の修葺は、幕府時代を通じての大修繕にて、三木日記中、同年六月二十七日、伏見様御家老中宛、三木善勝の口上覺に

一御香宮御修葺の儀、此度從御奉行所、被爲仰付忝仕合奉存候。就夫、御修葺の儀、并に



御普請御奉行、被爲仰付被下候様に、相願申候御事

一同大拜殿御修葺の儀、紀州様に奉願度段相願申候御事

一御門御修葺の儀、水戸様に奉願度段、相願申候御事

一御城山松木の儀、彌拜領仕度段、相願申候御事下略

とあり。また同日記、八月十五日の條に、「地鎮祭執行、神主祝部稱宜役人何も罷出相勤申候」云とあり。「御修葺の儀、并に御普請御奉行」、及び「地鎮祭執行」の文字は、或は此前拜及び、廊下建造の消息を、漏らすものにあらざるなきか。如何となれば、他の建造物は概ね其創立年代を明にし、元祿五年以後、享保十四年以前に於ける、重なる新築物と見做すべきものは、廊下、前拜、以外にあらざればなり。他日の確證をまつ。

石 鳥 居

延享四年徳川宗將卿御再建なり、今當時の仕様書に據り各部の長巾を掲ぐれば

柱石長二丈七尺二寸

内三尺根入、全部一石なり

貫石長三丈五分

巾一尺八寸八分

厚八寸二分

額矩長二尺三寸五分

巾一尺八寸八分

厚八寸二分

島木石長三丈五寸

巾一尺九寸

厚一尺二寸七分

笠石長三丈五尺

巾二尺三寸五分



厚一尺

鏝石指渡四尺

厚二尺

臺石巾五尺四方

厚三尺

右 柱

萬治己亥夏五月紀伊國主命<sub>三</sub>擇堅石<sub>二</sub>造<sub>一</sub>華表<sub>二</sub>以建<sub>一</sub>干山城國伏見御香宮前<sub>一</sub>是<sub>二</sub>因取<sub>一</sub>産之  
土神<sub>一</sub>也

左 柱

延享丁卯歲再立

柱、貫、を始めて、各石の長巾等は、上述の如く、其石質の堅牢にして彫琢の周到、形状の宏壯にして品位ある、近畿殆ど比なく、我神社諸建造物中、表門、拜殿と、もに、最も價値あるものなり。而して當初献納のものより、今日のものに至るまでには種々變遷せり。

即ち最初の建造は、萬治二年五月、紀伊國主、南龍院殿頼宣公、熊野石を以て、建立寄進せられたるを初めとす。然るに寛文二年五月、地震のため、大破せしを以て、寛文七年三月には、更に木鳥居を寄進せられたり。後寶永五年の修覆を歴て、元文四年<sub>五月着手</sub>八月<sub>成功</sub>の修覆には、全く其模様を變じ、兩柱共、其真木を御影石を以て根繼、繪五寸角を以て是を包み、兩柱根石の巾木等も、概ね其模様を變じたり。これ後に現今の大手筋赤鳥居となりたるもの也。此ことありてより、幾程もなく、更に紀州家<sub>御當主七代宗將卿</sub>より石鳥居建立の内達あり、紀州表、并に伏見同屋舖留守衆との間に、書面往復あり、遂に延享四年三月一日、伏見濱<sub>馬借</sub>着<sub>十</sub>三日門前に於て、手始の式あり。五月二十五日上棟、六月九日清祓式執行、現今の石鳥居即ちこれなり。

而して延享四年度、再建の際には、東建立に先ち、從來の木鳥居取片付、及び萬治二年度建立の石鳥居の破碎せしもの等の、所分を行へること、三木日記、延享四年二月より、六月までの、公儀へ窺の控にて明なり。即ち、木の鳥居に關しては、同年二月十三日、奉行宛、三木善治届に、「一去る延享三年寅十月九日、御届申上候通、今度從紀州様、石の御華



表御再建に付、是迄の木の御華表、今日より被取疊申候、依之御届申上候」とあり。また萬治年度、建立の柱石の、銘記等は、紀州表に返送せしこと、同十六日、與力小野三郎左衛門宛、三木善治書翰に、

前略、一石御華表、此度從紀州様、御再興、御領地より御引付、新石を以て御造立被遊候。

尤只今迄の木御華表、此節御取拂被遊候。尤紀州表より、御普請御奉行方、御越御差圖共にて御座候。右萬治年中の石御華表は、御社内に片付置候處、此度右古石共は碎し、御銘等は紀州表へ、追て御引取被遊候、御沙汰を承り申候御事。下略

とあり。從來一部の傳説として、右柱の中、一柱は舊來、即ち萬治年度のものを、使用せりと云ふものありしも、苟も紀伊國主御献納のものとして、新古併せ用ゐらるゝが如きこと、斷じてこれなかるべしと、竊に思惟せしが、前記書翰を見るに及びて、之等傳説の、全く根據なきものなりしことを確め得たり。なほ到着より、成功までのことをも、同日記に詳記せられたり。直接必要なることにはあらねど、當時の状況を知るべき、資料にもと左に記載することとせり。

一二月二十日、於御役所、村井傳之丞殿、小野三郎左衛門殿、御立會にて被仰渡候、今日紀伊御屋舖留守居衆より、手紙の差越、此度石の御華表、御再建に付、近日大阪表より、右の石着船可申、御普請中、御香宮社内へ役人衆、并に人步入込可申段、御届可申候。中略  
右の石大阪出船の様子、相連れ候は、早々御届可申上候。御當地濱にて、差支に相成候義、又は社内迄の引候道筋、差支候義共、當御役所より見分可被申付間、何日に着船の段承り、前廣に可申上候。且又來る九日、紀州様御當地御着に付、萬一御上覽、可有之哉此段相連れ候は、早々御届可申上段、被仰出候。右の趣御留守居方へ、申入置可然、可有之段、御兩人共御申に付、早速紀州御屋舖へ參、御留守居衆へ申入置候。下略

一二十八日、紀州御屋敷、留守居衆より、御石花表着船の節、彌馬借前より引揚、立石通京町筋引通り、夫より御宮へ、引届申等に御座候。左様に相心得候様に、申來り候につき。下略

一三月朔日夕方、田井元右衛門殿より、手紙到來にて、御華表石積船二艘、只今御當地へ着船の旨、船頭申出候間、馬借前へ懸け置申候等。下略



なごにて、着船前後の模様なども、推し得らるべく、工事等に關しては、五月六日の條に  
 一鳥井御普請に付、土百荷程、入用の由、田井六右衛門紀州屋舖留守居家被申候に付、五月六日、山  
 方、横田彦左衛門殿、津田爲右衛門殿宅に參り、右の趣にて、姥が池の土申受度段、申入候  
 處、先例有之候事に候得ば、勝手次第に可仕、追て可申上段、御兩人共被申候也。

同十一日奉行宛届書に。

一水野清六様 大阪城今日當地御巡見被爲遊、御機嫌能御通り被遊候。依之口上書を以、御  
 代役人 届申上候以上。

右御巡見、鳥居御普請に付、東裏門より御入、西裏門へ御歸。云々

とあり、上棟式につきては、五月十八日奉行宛届に、「一此度紀州様、御再建被爲仰付候、  
 石の御華表段々御出来に付、來二十五日御上棟、御儀式被爲仰付、依之御届申上候」とあ  
 り。而して同二十五日の日記に、上棟式は舉行せしも、雨天につき、餅投等は、六月一日  
 まで延期となりしことなど、細記せられたり。奉行管沼織部正社參、并に清祓等に關しては  
 六月二日、華表普請出来届書提出の條下に。

右御届御取次、中略御聞届被遊、無滞御普請致出来、恐悅に可奉存、御満足に思召候、同名  
 數馬善性へも、可申聞被仰出候。且又御用人、市本久太夫殿を以て、早速御華表乍拜見、御  
 社參可被成思召候へ共、此節、御内證方御兄弟、去る十六日御死去、御子様方、御忌服に  
 付、今暫く御延引可被成、追て御社參可有之。下略

同五日。小野三郎左衛門殿宅へ參り、御華表清祓の義、先達て紀州御役人方へ、書付を以申  
 上候處、江戸表へ御窺の由、未御返答無之候。中略最清祓相濟候迄は、御華表にしめ繩張  
 置申し、御奉行様清祓相濟候上、御社參被遊候様に仕度段、申入候處最に存候、其段可申  
 奉候、清祓日限相定り候は、可申聞被申候也。同五日。小野三郎左衛門殿宅へ參り、今  
 日清祓御祈禱仕、執行仕段申入候、なごあり。建立當時の往復、模様を知るべきなり。

神 輿 庫

元祿十七年の建立なり。桁行十八尺、梁間十五尺、四注造、屋根本瓦葺なり。三木日記、



元祿十七年三月十三日改元寶永二月二十日、三木善勝善成とも右京伏見様御家老中宛届に、「一 御香宮社内に、二間に三間の神輿藏、一ヶ所、此度取立申度、奉存候に付、御奉行所へ奉願候御事、一 右の土藏用、木に付、古御香宮御旅所山にて、松木五十本、伐採申度旨、御奉行所へ奉願候御事。」云々とあれば、二月下旬、或は三月上旬に、着手せしもの、如く、竣工の期につきては、棟札に、「奉造立御香宮神輿庫藏一宇寶永元甲申歲次七月二日神主三木圖書善成」とあるにて明なり。九月神事前には、落成したるものなるべし。

九社殿

元祿五年の御香宮總繪圖にあり。慶長十年古御香より移轉せりと傳ふ。桁行六十六尺、梁間十八尺、九間三面、入母屋造、檜材、屋根棧瓦葺なり。口碑によれば、慶長以前九基の神輿を有せしを以て、所謂九社殿と稱せるなりと傳ふ。九基の神輿のこと、未だ確證に接せず。たゞ早くより、九社殿、九社堂、九社宿、神輿宿等の稱ありしは、三木日記の所々に

散見せらる。最初柿葺なりしを、享保十九年、瓦葺に變更せること、同年五月四日、三木主殿治善奉行宛願に、前略「一 九社殿屋根、只今迄柿葺に御座候處、此度瓦葺に仕度、奉存候御事」下略とあるにて明なり。現今北側二間を改造して、神能奉納の舞臺として開放せり。明治四十四年神能講より橋掛を増築せり。

神樂所

元祿五年の御香宮總繪圖にあり。慶長十年の建立なりと傳ふ、桁行三十三尺三寸、梁間二十尺四寸切妻造、檜材、屋根棧瓦葺、本社造營と同時、即ち慶長十年の建造なるべし。明治十四年、府社に列せられし以後、神事其他の場合、氏子諸人會合の場所にあて、明治三十二年増築、今假に社務所として使用す。

湯假屋



元祿五年の御香宮總繪圖にあり。慶長十年の建立なりと傳ふ。桁行三十尺、梁間十八尺、切妻造、檜材、屋根椽瓦葺にして、四方明放、柵嵌込、一に湯殿と稱す。大小十二釜を備へ、神事の献湯に充つ。慶長十年の建造なるべし。由來、徳川氏時代にありては、献湯は重大の神事には、必ず伴はるべき一儀式にして、これがため、諸社多くは大神子を有し、重要な神事、及び願主祈禱の献湯に當らしむ。當社の如きも、例年正、五、九月に行はれし、献湯の儀式は、頗る重大なるもの、一なりしなり。

### 繪 馬 堂

寶曆五年十二月、鐵屋只四郎寄附なり。桁行三十尺、梁間十八尺、切妻造、檜材、屋根椽瓦葺、豪健の風あり。繪馬は其數頗る多數に達し、中、元祿享保以前のもの尠なからず。

繪馬堂建立前は、湯殿に繪馬を掲げ居たるが如し。殊に正保三年願主後藤庄兵衛作者前田六之丞の繪馬社頭猿巡しの如きは種々の傳説を有せり。是等傳説の如きは、何處より生じたるや知ることを得ざれども、萬

治二年脱稿せる京童跡追に「御香宮といふ事は、いにしへいづくよりか來りけん、猿引この宮にいたり。飢につかれて、すでに絶入にけり。しかる處に、此猿かなしむ風情にて、宮前にありし水を手にむすび、猿つかひの顔にそゞぎ、口にいれぬるに、その露胸に落て夢中のごとくして味ひ、かうばしくおぼわ、それより蘇生し侍り、此神のたすけにあひ、二たび壽ながらへぬる事ひとへに神力のいたす所ならずや、さるによりて御香宮といへり」など見わたれば、或は古くよりかゝる傳説ありて、これに因みて繪馬を掲げたるが、後この跡追などの刊行せられて、ますます噂高くなりたるにはあらざるかなごも思はる。兎に角、繪馬中第一に位すと稱せらるゝものにして、甚五郎の作とさへ傳ふるに至れるものなり。なほ明暦元年献納の文祿役出征將士歸還の圖の如きは、長さ數間に亘り、繪畫優秀風俗畫として、最も價值あるものなれど、破損甚だしきは遺憾のことなり。抑も繪馬は其神社と最も關係あるものにして、一面に於ける神社の編年史なれば、今後修繕等のことあり、止むなく一時異動せしめざるべからざる場合ありとも、神職及び氏子に於て充分の注意を拂ひ、一品も散逸せしむるが如きこと、なからしめざるべからざるなり。



建立につきての様子は、三木日記寶曆五年五月二十七日、三木善性手記に、「一 五月二十七日、茨木屋五兵衛、鐵屋總兵衛、只四郎と申仁、始めて致同道入來、最此度當社へ、繪馬殿建立致度段、被申來」下略 茨木屋五兵衛は、今の辨形、鐵屋惣兵衛は、今の東堺にあり、共に豪商なりき。鐵屋は今姓を川島といふ。とあるにて、最初の消息を知るを得べく、着手は、六月二十二日の、伏見様御諸太夫中への届に、「於當社繪馬殿無之、産子の内より寄進にて、建立仕度段申候。依之此度、三間に五間の繪馬殿、建立仕度云々」及び、同二十九日の條に、「鐵屋只四郎來、今日手新始致度由にて、大工棟梁喜兵衛召連れ來、何れも麻社社也」下略とあるにて明なり。

上棟は九月十八日の條に、「繪馬殿上梁に付、朝五つ時、御供調ひ、御神前三間共明け、神主衣冠、兩祝部狩衣、御供終つて、中略棟梁布衣、其餘十九人は、素袍、九社殿より出、拜殿中の間より、神前へ來、尤素袍の者共、二行に行列す。夫より繪馬殿に導上り、梁上の儀式相濟」下略とあり。なほ、十二月朔日の條に、「繪馬堂成就のため御禮、施主人、鐵屋只四郎より、御湯献度、五兵衛を以て申越、最十二釜共上度、中略同日御湯後、只四郎方へ無滞成就につき、爲祝儀、鴨一番五升樽一樽禮旁々遣す」とあるにて、成就の期も明なり

手 水 屋

天保十五年建立、桁行十三尺、梁間七尺五寸、入母屋檜材、屋根棧瓦葺なり。三木日記にある、天保十五年建立とは新設なりや建替なりや、其邊明かならずと雖も、裏參道手水屋の寛文五年建立より察すれば、天保十五年は蓋し新築ならで建替なるべけれど、三木日記之につき、書したるものを發見せず。右盥盤は正徳元年十二月、伏見與力中より寄進せられしを、後天保十五年九月十二月五日 改元弘化これを磨き、現今に至れるものなること、盥盤の一面に、「正徳元年辛卯十二月吉祥日、伏見與力下略横田助在、岡田正房、津田豊封、長瀬正上伊出宗恒、松山好廣、小泉明貞、蘆谷重規、三輪則茂、大島參忠、他の一面に、「正徳所寄附石盥盤、再磨石、巧而新、清潔之、傳永世已矣、天保十五申辰九月」の文字あるにて明なり。而してその前石に、通日雇トホシヒヤクの文字あり。通日雇とは、伏見驛傳人夫の意にして、重に馬借に屯し、伏見繁榮半面の要素たりしと同時に、陰然一勢力を有せしものなりしなり。蓋し天保年度修繕の如き、與力の名を以てせしも、實際の出費の如きは、これ等通日雇の



負擔せしものなるべし。裏參道手水屋は、寛文五年の建造なり。

遙 拜 所

明治六年八月建立にして桁行十二尺、梁間十二尺、正側各一間、入母屋造檜材、屋根柿葺なり。神宮及び檀原神宮遙拜のため、明治六年八月許可を経て、氏子有志を以て、建立せるものなり。然るに明治八年、神社祭式發布と同時に、地方官員拜禮式なるもの、制定せらるゝに及び、當遙拜所は、最も其主旨に適したるものとなり、爾來、定例遙拜式日には、こゝにて、遙拜式を舉行することゝし、明治二十九年には、更に修繕を加へ、該修繕後多年、町名譽職の名を以て、遙拜式に要する費用を寄附せり。現今は、大正三年三月二十七日、内務省訓令第二號による、恒例遙拜を行ふ場所とせり。

末 社

現在は十六社を奉祀すれど、元祿五年九月の、御香宮繪圖にては十四社なり。後寛永七年二月、稻荷社を加へ、三木日記、寶永七年二月三日、伏見様御家老中、口上控。十五社となり。明治六年、豊國社を加へ、十六社となる。現今の如く、本社の北東西側に、並べ奉祀せるにつきては、目下、明なる記録を發見し得ずと雖も、元祿五年九月の御香宮總繪圖には、明に各末社は境内の所々に奉祀せり。故にこれ以後のことたるは勿論なり。但し大神宮及び東照宮は、當初より御座所變更の記録及び形跡なし。

大 神 宮

桁行四尺五寸、梁間三尺八寸、神明造、檜材、屋根菅葺、古來より丑寅の角に奉祀す。目下は茅葺なれど、元文四年三木善治手記には、檜皮葺とあり。

同 拜 殿



元文二年伊勢講寄進にして、桁行梁間共八尺、入母屋造檜材、瓦葺なり。右土間は、天文四年五月、伊庭氏寄進にて、鋪石となす。三木日記

春日社

六尺に五尺、一間社、見世棚造檜材、屋根檜皮葺、大正四年五月、柿葺を檜皮葺に変更。

天満宮

三尺三寸に二尺三寸、其他春日社に同じ。

新宮

三尺三寸に三尺、其他前に同じ。

熊野社

總て新宮に同じ。

那智社

總て新宮に同じ。

金札社

四尺八寸に四尺三寸、屋根瓦葺其他前に同じ。

稻荷社



三尺二寸に二尺、明治四十年柿葺より、檜皮葺に變更。

松尾社

明治二十四年三月建立、桁行四尺二寸、梁間六尺九寸にして、一間社流造、唐破風造拜所附、屋根檜皮葺、全部檜材素木造なり。もと東末社のうち、山祇社として、若宮八幡及び、八坂社の間に奉祀せしを、明治二十三年八月五日、當時の祠掌三木峯之助、祠官引受鳥羽重義、氏子總代本谷市造、齋藤伊作、村上直興氏等の連署を以て、從來の稱山祇社を改め、松尾神社となすべきことに出願、同年八月二十五日右開届られ、更に同二十八日建替、并に移轉願提出、前記祠官掌總代以外、建設發起者總代、築山三郎兵衛、木村清八、中伊兵衛、木村榮次郎、山本辰右衛門氏等これに連署、同年九月八日許可、即ち二十三年十月二日手斧始、翌年二月十五日上棟式、同二十五日遷宮式を執行す。長谷川嘉三郎氏これが設計建築者たり。而して工費其他、悉く伏見酒造組合の献納にかゝる。爾後年々、十一月中の

卯日、同組合より祭典を執行し、修繕献燈より凡そ同社に關すること、概ね同組合の寄附に成る。

東照宮

本殿は元和八年九月水野遠江守の建立にして、桁行九尺、梁間六尺、一間社流造檜材、屋根棧瓦葺、拜殿は寛永十九年二月近江小室城主伏見奉行小堀遠江守政一の寄進にして、桁行梁間共に八尺、入母屋造檜材、屋根棧瓦葺、石鳥居は安政五年伏見松壽講の寄進なり。此社は朱印時代に於ては、神社に於て特に重きをなし。正、五、九并に四月十七日東照宮祭日の如きは、神主以下、一社悉く参役、特に奉行参拜或はその代参あり。頗る盛儀を極めしは、神社の由緒上、然るべきことにして、今日行はれし、四月十七日の神能も、其蓋觴實に東照宮奉納にありて、維新前は特に権現能と稱せり。而して小堀遠江守、伏見奉行在任中の如きは、特に附するに三十六石餘の御供料を以てせられたるは、元文四年の三木善



治手記、及び寛政四年五月十四日、奉行所役入中、三木善通奉書によりて、明かなり。本殿構造は元禄五年以後一部改造せられしこと、元禄六年御香宮屋方の圖に、目下の建築との異なるにて明なり。即ち、同繪畫によれば、本殿の正面に、据破風これありしに、現在の社殿には、右破風なく、單に流造となり居り。なほ當時は、現今嚴島社の池より、此邊一帶の池にて、社殿の如きも南面し、橋を渡りて達すべく、別に一區郭をなしたること元禄五年の總繪圖によりて確なり。たゞ社殿改造及び、模様變更の時期につきては、未だ明記したるものを得ず。

住吉社

四尺八寸に三尺五寸一間社、見世棚造、屋根柿葺なり。

若宮

三尺三寸に三尺、他は住吉社に同じ。

八阪社

二尺八寸に二尺一寸、其他前に同じ。

蛭子社

四尺三寸に三尺九寸、其他前に同じ。

嚴島社

五尺に四尺八寸、其他前に同じ。



## 豊國社

三尺に三尺一間社、見世棚造、檜皮葺、明治六年の創立にして初め稻荷社の北側に並び祀りしを、明治四十年、現在の位置に移しまつる。明治元年 先帝陛下、勅して京都東山の廟祠を再興せしめ給ひ、同六年、別格官幣社に列し給ふの優詔あるや。我神社に於ても、深き由緒のあとを偲び奉りて、許可を経て、末社として奉祀することとなりたるものなり。たゞ東照宮に比し、祠宇頗る小なるは、遺憾とすべきことにして、他日時を得て仕様を變し、篤く祀り奉らざるべからざるなり。近畿神社の中、一社のうち、東照、豊國の兩宮を奉祀し、我國史上の二大英雄を祀るは、他に此比尠なく、此點に於ても、此等末社を篤く祀るは、地方教育の上よりするも、頗る緊要なることの一に屬す。

## 東及び北門

元祿五年以後の建立にして、共に切妻造檜材なり。

## 燈籠

當社、境内外に於ける献納の諸燈籠の中、石燈籠凡七十五基あり。其中由緒、石質共に記すべきは、正保二年徳川頼宣卿御寄附春日燈籠一對、寶永七年伏見奉行建部内匠頭奉納春日燈籠一基、天保十三年氏子中奉納春日燈籠一對、明和九年九月板倉佐渡守家臣岡田小右衛門矩奉納總唐金春日燈籠一對等なり。

建部内匠頭は、元祿十二年四月より、正徳四年七月まで、十七年間伏見に奉行たり。播州林田にて一萬石を食む。中將島の開拓、中將島長建寺の創立、淀川の浚渫、傳馬所賃錢に關する規定等、治蹟頗る多し。市民名奉行として慕へり。

内藤豊後守は、天保九年より安政六年に至る、二十二年間伏見に奉行たり。信州岩村田一萬五十石を食み、天保九年大番頭より轉役在勤中池沼の埋立荒蕪地の開墾、桑苗の栽培施



藥療養凡そ市政に關すること、悉く到らざるなく市民悅服名奉行と稱す。その職に在るうち中途轉役を傳ふるや、市民特に其留任を幕府に請ひ、これの聽許せらるゝに及び、欽喜乃ち其記念として、氏子中の名を以て内藤豊後守様御武運長久の文字を刻せる、石燈籠一對を神社に献納せり、前に記する所のもの即ちこれなり。

特に紀伊大納言家奉納の燈籠は、其石質の優れること、近畿殆ど比なしと稱せる。銘并に序あり。曰く

正保乙酉三月、紀伊國主、命採熊野石造之、以爲御香宮神器、惟因取產之土地神與祖神之所由出、及疾病禱爾神祇之意也。

其銘曰

石燈熒々 誠敬耿々

假燈顯敬 神其深省

元文四年の三木善治手記に、「右者、紀伊大納言頼宣公、御願成就之儀有之御寄進、常燈明料金子百兩御寄進、則向島にて田地一町八反八畝一畝歩求之附置處、延寶二年甲寅八月、洪水にて永損

とあり。且右と同様の記事、三木日記の所々に散見せらるれば、これにてそれ等の消息も判るべく、其他大正三年五月二十三日を以て、大手筋鳥居前より、東神苑地入口に移轉し了りたる、文化十三年九月三上氏の寄附にかゝる神明型石燈籠の如き、神社燈籠中の優秀なるものなり。

大手筋木鳥居

明和四年の建立にして、柱長二丈六尺、横二丈、明神鳥居、額は黄樂山第二世木菴書なり右木鳥居と、社内石鳥居とは、其沿革共に相關連するものありて、兩者相俟ちて一の由緒を形成せり。これにつきては、前項石鳥居の條下に於て、概ね記述する所ありしも、更に其大體を述べれば、萬治二年五月、紀伊頼宣公献納の石鳥居、寛文二年五月、地震のため破壊するに及び、寛文七年、更に木の鳥居に代られ、爾後凡八十年、延享四年、更に大納言家當代の國主 徳川宗將より現今の石鳥居献納せらるゝに及び、明和四年、寛文七年度の木鳥居を、



當時境内として取扱ひし、大手筋通門前町に移し、以て今日に至れるものにして、近畿に於ける優秀なる明神鳥居として、神社建築家の模範とするものゝ一なりと稱せらる。

大正元年、畏こくも 明治天皇御陵を、桃山に定め給ふに及び、大正三年三四月の交、御陵近接道路として、大手筋通、京町以東の部分、擴築修補せらるゝにあたりても、神社の由緒少なからざるの故を以て、特に移轉の議に上らざりき。而して木菴書する所の板額は維新以後、神輿庫に納められありしを、大正三年六月一日、更めて掲揚せるものなり。此鳥居修繕に關しては、紀州家に出願、その寄附をもとゝし、或は神社に於て、或は氏子中の勸化を以て、修繕を行へるものなること、三木日記に明かなり。今それにつきての往復を、該日記中より抄録すべし。享保十四年四月十五日、紀州屋敷留守居衆、戸田源太夫、小川源八宛、三木善治願書に。

當社御香宮者、故大納言賴宣卿様、御當地御誕生の御大神故、大拜殿並に鳥居、御建立被爲遊候、其後鳥居破損仕候につき、寛永三戊年、御修覆之儀御願上候處、白銀三十枚被下置早速修覆成就仕候。中略今年に罷成、殿之屋根破損仕候につき、此度御當地、産子中へ相

對奉加仕、助力を以、殿々の屋根修覆仕候、依之大拜殿屋根、並に鳥居屋根修覆仕度奉存候、御吉例の通、御寄附被爲仰付被下候様、奉願上候」云々

寶永五年正月二十三日、奉行所宛届に、「一當社居鳥破損仕候に付、屋根の修覆並に柱の根繼等仕度、奉存候御事」同二月二十日の届に、「一去る正月二十三日、御窺申上候當社鳥居、破損の修覆出來仕候御事」などあり。延享四年右鳥居に代へ、石鳥居の献納せらるゝに及び、該して木鳥居は、神主家に於て保管せしを、寶曆十二年延享四年石鳥居に代へらし以後十五年日に至り、門外へ建設すべきことに決し、同年出願、翌々十四年六月六月二日附、伏見様御諸太夫改元明和右許可、六月十一日附、三木善改口上書早速建設にかゝるべき筈の處、神社會計多端にして、更に四年を経、明和四年を以て、改めて着手届差出す。明和四年八月三十日 三木善改奉行宛届然るに手續上、尙所司代の意向を伺ふ必要ありしものゝ如く、日記九月四日の條に、「一小野三良左衛門殿を以、被仰出候は、一通御所司代へも可被御達候、追て返答可申の段、被仰出候也。」下略同九日の條に、「一小野三良左衛門殿を以て、被仰渡候は、御華表の儀、所司代へ被仰達候の間、勝手取掛り申様被仰渡、難有仕合御請申上候也。」とあり。



工事については、同九日の條に、「一御香宮木鳥居社地へ此度相建申度段御届申上候處、勝手次第造立仕候様、被仰付難有奉存候。然る處、假建仕見候處、先年御願申上候は、南の方にて明九尺餘に願上候處、町筋よりの見返し、不恰好に御座候に付、六尺の明に縮め申度奉存候。北の方にて先年明六尺餘に願上候處、右につき九尺餘明に仕度奉存候。北に山水請、及び大溝御座候、右に付大石を以て根堅仕度候得共、萬一石垣等損し候節、根石の障にも相成可申と奉存候、右の通奉願候。且又先年道阿彌町境より、十七間社内へ退じ、相違申度段奉願候所、社地家の軒下障にも相成候に付、道阿彌町境より、十九間内へ引退け相建申度奉存候。先年紀州様、右御鳥居御造立の節、高四間二尺に御座候處、其後修覆度毎、根腐仕候に付、切縮め建置申候につき、先年右鳥居相建申度段、去る寶曆十二年願上候節、高サ二丈二尺と書上候所、此度前々御造立の節の通、高サ二丈六尺に仕度、尤も當時の御鳥居同様の高サに御座候、右の通奉願候。願の通被爲仰付被下候は、難有可奉存候何卒神事前にも、相建申度奉存候に付、御用日にも無御座候得共奉願候。則別紙繪圖指上奉願候以上。右御取次 小野三良左衛門殿御聞届被成候段被仰渡候也」とあり。これ等の日記によ

り、建設當時の有様及び風致につきての苦心等、はゞ察するを得べく、なほ足場を建築せし所、こゝより立賣同心屋敷一目に見え、種々交渉等ありしこと同日記に見ゆ。建設に要せし諸費用の大部分は、神社直接の支辨とす。

## 土

## 堀

現在の周圍土堀總延長二百七十七間は、當初より其全部を有せしものならず。元祿五年の總繪圖には、大和街道方面に於ては、北角より現今の東門迄、毛利橋筋方面に於ては、その全部の兩側にとゞまり、他は概ね築土なり。こゝに土堀として價値を有するものは、大手筋通文珠境界以西の石懸にして、これ等は伏見城に使用せられし城石の殘片なるは、寶曆十二年四月三木善性より、伏見奉行に差出したる借用證によりて明かにして、桃山遺物として保存に値するものなり。特に木鳥居附近溝北側にある石に。合印のあるが如きは、城石徵發につきての、史學上興味あるものなりと稱せらる。



現在せざる建造物

名稱	桁行	梁行	創立	取拂年度
御供所	十八尺	十八尺	元禄五年の御香宮總繪圖にあり	明治二十五年
小拜殿	十八尺	十二尺	同	元禄五年より享保十四年までの間
舞臺	十二尺	十二尺	同	寶永五年
護摩堂	三十六尺	二十七尺	同	明治五年
鐘樓	八尺	八尺	同	明治五年境外に移し三十九年鐘と共に取拂
藥師堂	五尺	十二尺	同	明治五年

外に神宮寺金藏院大善院正徳院あり。ともに眞言宗にして、現在東神苑地に位置せり。神宮寺とは、神に法施を奉るべき目的を以て、建設せられたる寺院にして、こゝに在る僧侶を、一般に社僧と稱せり。

敷石

總門拜殿間五百三十六尺、本殿瑞垣廻三百二尺なり。大門より、拜殿に至るものは、安永三年三月伏見様御諸太夫中宛、三木善改口上書に、「一當社拜殿、總門の間道筋、今度敷石仕度旨、相願申候御事。」下略とあるにて、同年なることを知り得べく、本殿瑞垣外廻りのものは同日記、天明九年二月十一日奉行宛、三木善通願の、「一當社御本殿、瑞垣外廻り、此度寄附人御座候に付、敷石仕度奉願上候。則別紙繪圖差上、奉願候。右願の通被仰付被下候は、難有仕合可奉存候以上。」及び繪馬堂所掲、瑞垣外廻敷石寄附人各懸額に、寛政元年八月<sup>天明九年正月二十五日改元</sup>の文字あるにて、八月完成のこと明なり。但し前拜及び廊下は享保十三年、拜殿土間を敷石になしたると同時なりと推定す。

神苑

神社表参道に沿ふ神苑は、明治二十八年、時の氏子總代本谷市造、齊藤伊作等發起となり、蔓草茫茫たるところを墾きて、新に神苑となせしものにして、これ以後境内の風致頓に加



へられたるを、更に同四十年正遷宮記念として、舊神宮寺跡八百八十餘坪を買収し、氏子有志にかゝる樹木をこれに植付け、伏見魚仲寄附にて石玉垣をしつらひ、從來のものご合せて東神苑と稱し、北境内の神苑と相分つ。而して二十八年度新設の費用は、主として神社財産中より支辨し、四十年度に於けるものは、主として大修繕科目中、神苑新設費を以てこれに充てたり。大正三年大手筋京町以東、御陵道接續點迄の道路、擴築せらるゝに及び、京都府の命により、木鳥居前燈籠を移轉す。即ち東神苑東南隅に於て、土塀各十餘間を斷ち、以てこれを建設せり。茲に於てか神苑の體裁更に整頓せり。この苑内に古來より白菊石と稱するものあり。祭神白菊大明神に因みありなど傳ふ。明治四十年伯爵東久世通禧閣下、當社に御參拜玉詠一首を寄せらる「仙人の昔のあは白菊の千世の香に残りけるかな」刻みて以て石側に立つ。由來、神社境内は言ふまでもなく、森嚴神聖なるを尊み、これに隣接せる我神苑の如きものは、清潔瀟洒、こゝに到れば、自ら身神の清淨を感じ得らるべきものたると同時に、一面、氏子各種の會合に、適するが如きを以て理想とす。當社も茲に見る所あり、年々の社費中、神苑補修費を置き、忠實に經營する所ありと雖も、

未だ其理想に到達するの遠きを感じせり。將來一層協力一致、他日の成功を期せざるべからざるなり。

### 境内外

現在境内境内とは、官有地第一種とし、神社敷地を云ふは、四千百五十六坪五合五勺なり。朱印時代舊境内八千三百六十三坪にして、内上地したるもの四千百九十九坪、殘部四千百六十四坪京都府測量の境内に據るを境内とせり。然るに大正三年、堀内村の設計に係る、墨染大和街道の擴張せらるゝに及び、同年九月八日、京都府達第二三六號を以て、境内の内、七坪四合五勺を除却せられ、今日の實境内は、四千百五十六坪五合五勺となれり。即ち神社外郭、東西五十四間、南北百二十一間の内、神社所有地、個人私有地等を含むを以て、殘部四千百五十六坪五合五勺なり。朱印時代に於ては現今境外となれる、御香宮門前町の大部分は、境内として取扱はれたり。而してその門前土地は、東西七十八間、南北二十三間、東は大和街道大手筋角、西は觀音



寺道を境とし、南北は今の門前町地尻迄道幅七間を有せしこと、元文四年の三木善治手記に記載せらる。且つ體裁としては、維新前まで松並木の線に沿ひ、小土壘あり、枳殻など植附、馬場の形をなせり。即ち木鳥居の如きは、實に境内外の境界に建設せられたるものなりしなり。善治手記左の如し。

一東 西 七十八間

一南 北 二十三間

但元文三年改、東西北側にて、東木戸のきばより、西觀音寺道まで、九十三間三尺八寸南側にて、東木戸のきばより、西道阿彌町地尻まで、七十八間一尺七寸、南北主計裏、北溝内より、南同心衆境まで、三十三間四尺、才次裏右同斷、二十七間二尺五寸、次兵衛裏右同斷、二十四間、右の外に道は七間なり、右各六尺五寸掉也。

これにては門前町の景況も判斷し得べく殊に徳川時代を通じて、この町は六地藏山科を経て、大津に達する要路に當り、五十三次本街道に據らず、此道路により大津に出でし大名等も多く、社家の居宅以外に旅人宿、商ひ店など、軒を並べたること、三木日記により

て推斷せらる。而して前記官有地第一種たる境内以外、現今神社所有地或は所有地に準じ取扱へる土地合計約三千坪を有す。

## 祭 祀

祭祀は神社の根元にして、祭典は同時に國家の典禮なり。當社、明治十四年六月九日、府社に列せられし以來、幾多變遷に會すと雖も、克く祭祀の實を擧げ、一社の古格を失はず、神徳の宣揚に維れ努めたり。明治三十九年四月勅令第九十六號を以て、府縣社以下神社神饌幣帛料供進の件を、制定せらるゝや、同四十年三月、京都府告示第八十四號を以て、幣饌料供進神社に指定せられ、更に大正三年一月、勅令第十號を以て、官國幣社以下神社祭礼の發布せらるゝや、一にこれに従ひて、祭祀を行ふことゝなりたり。而して祭祀令には神社に行はるゝ總ての祭祀を、其輕重によりて大中小の三祭に區別せり。今左に當社祭祀に關し述べむとす。



大 祭

祈 年 祭 二月中旬

この御祭はその年に風水害なく、農作の豊饒ならむことを祈る祭にして、二月中旬を以て行はる。新嘗祭と共に、朝廷に於ける、重なる御儀の一に屬し、神宮に御奉幣遊ばさる、御祭なれば、神社に於ても、其産土の地の平安と豊作とを祈りまつる。

新 嘗 祭 十一月中旬

二月の祈年祭に對する御祭にして、當年の新穀を奉り、報賽の意を致す祭なり。即ち當日宮中には、全國より奉る新穀を、皇祖大神を始め、天神地祇に奉り給ひ、陛下御親祭せさせ給ふ御祭なれば、各神社に於ても、産土の子より奉献の新穀を奉り、天皇の大御代の平安を祈り、併せて大神の加護により豊かなる新穀を、穫め得たるを謝しまつる。

例 祭 四月十七日

祭神神功皇后崩御の日にして、神社に於ける重大なる御祭なり。天皇の大御代を齋ひ奉り、

併せて京都府の官人、氏子諸人の、健康繁榮を祈る。  
臨時 大 祭

正遷宮及び宣戰講和等の臨時重大なる祭儀なり。以上大祭は例祭を除くの外祭典執行の時日を都度京都府より指定せられ、當日には幣帛供進使參向せらる。

中 祭

歲 旦 祭 一月一日

歲旦にあたり、宮中に於ては、四方拜を行はせられ、天神地祇を祀らせ給ふ。乃ち神社に於ても、朝廷の御祭を祈り、併せて其年の豊かならむことを祈りまつる。

元 始 祭 一月三日

當日宮中に於て、賢所並に天神地祇、御歴代皇靈を御祀祭あらせらる。これ天津日嗣の本始を祝して、歳首に祀り給ふ義なるを以て、元始祭と稱す。即ち神社に於ても年頭にあたり



りて、寶祚の無窮、帝國の隆昌を祈りまつる。

紀元節

神武天皇御即位日に當るを以て、宮中に於て御親祭あらせらる。即ち神社に於ても賀詞を奏し、寶祚の無窮と、帝國の隆昌とを祈り奉る。

天長節 八月三十一日

天皇陛下御誕辰なるを以て、聖壽の萬歳無窮を祈り奉る。

私祭 十月九日

神輿渡御の儀あり、氏子地内の平安、豊饒を祈る祭なり。

以上大中祭の外、例月一日の小祭、二月節分祭、同月中卯日猿田社奉仕の御弓始神事、八月一日舊例夏越の神事、十月三日猿田社奉獻御湯和樂神事、十一月十五日火焚祭、十一月廿中卯日伏見酒造組合奉仕松尾社釀酒始祭等の祭を行ふ。維新前は御弓始祭、夏越神事、及び火焚祭は重大なる祭儀の一に屬し、特に火焚祭御供の如きは、禁裏御所、伏見宮に獻納し奉り、以下伏見奉行及び氏子中に頒つを吉例とせり。

なほ大正三年三月、内務省訓令第二號により、左の諸式を行ふ。

春秋季皇靈祭遙拜 春秋分日

此日宮中に於て、御歴代皇靈御親祭、皇后、皇妃、皇親、御配祀あらせらるゝを以て、神社に於ても、皇靈殿の大前を遙拜しまつる。

神武天皇祭遙拜 四月三日

神武天皇崩御の日なるを以て、宮中に於て御親祭あらせられ、勅使を畝火山陵に、御差遣あらせらるゝを以て、神社に於ても、畝火山東北陵の大前を遙拜しまつる。

明治天皇祭遙拜

明治天皇崩御の日なるを以て、宮中に於て御親祭あらせられ、勅使を御陵に御差遣あらせらるゝを以て、神社に於ても、桃山陵の大前を拜しまつる。

神嘗祭遙拜 十月十七日

本日宮中に於て、神宮御遙拜、且賢所御親祭あらせられ、勅使を伊勢に差遣し給ふにより神社に於ても、伊勢神宮の大前を遙拜す。



大 祓 六月三十日 十二月三十一日  
社頭に於て執行、氏子諸人の罪穢を祓ふ。

### 徳川時代に於ける祭禮及び現今神幸祭

維新以前に於ては、正、五、九並に四月の神事は、二月の御弓始式と共に、當社に於ける大重なる神事なりとす。特に九月の神事今の十に至りては、奉行所よりの警護、町方世話役の供奉ありて頗る盛儀を極む。即ち普通、八月下旬に於て、左の文面によりたる祭禮執行届を兼ね、警固願を提出す。

#### 書付を以奉願上候

一來る九月九日、當社御祭禮に付、御警固並に御馬三疋、被爲仰付下候様奉願上候御事。  
一御祭禮當日、於社内御警固、并御役人中御座候場所へ、御奉行様御役の御幕、被爲仰付下候様に、奉願上候御事。

右の趣、例年の通被爲仰付被下候者、難有可奉存候以上。  
斯くして二十八日長柄洗、三十一日飾付、一日出興八日宵宮、を経て、九日祭禮當日となる。

神輿出御の時刻は概ね辰時午前八時にして、出御に先ち伏見奉行代參白銀を捧げ、神酒拜受の儀あり、式終らざれば出御のことなし。今元文四年の三木善治手記により、列順を示せば左の如し。

#### 徳川時代の神幸祭列順

大鼓 二人	羽織立付	御賢木白張一人	御幣白丁一人	足輕 一人	口取一人白丁
	宰領 一人			足輕 一人	神馬
					口取一人白丁







挾箱持 一人  
笠籠持 三人  
祝部 騎馬  
若黨 一人  
長刀持 一人  
挾箱持 一人

草履取 一人  
御長柄 廿筋  
與力三人 騎馬  
御警固  
御給人一人 騎馬  
心二十人程

總代  
同

現在神幸祭列順

獅子 木挽町獅子組  
獅子 同  
太鼓 二人  
御神 四人 手代一人  
御幣 一人  
神馬

白丁  
口取一人白丁

木鉾白丁一人  
木鉾白丁一人  
御鉾一人 手代一人  
同 一人 手代一人  
同 一人 手代一人  
同 一人 手代一人

同 一人 手代一人  
同 一人 手代一人  
同 一人 手代一人  
同 一人 手代一人  
同 一人 手代一人

長櫃二人 手代一人  
長櫃二人 手代一人  
猿田彦 一人  
附添  
猿田講社  
社掌 騎馬

御柳白丁一人  
棒突 一人  
金棒 一人  
旗 一人  
和合組  
和合組  
御弓  
長櫃二人 手代一人

御太刀  
長櫃二人 手代一人  
合羽樽 一人  
神輿  
雨具持 一人  
鍵  
長刀  
口取白丁  
社司 騎馬



羽織袴一人  
太刀  
立笠一人  
供奉 騎馬  
供奉 騎馬  
旗一人  
氏子總代

薰風社役員  
町總代  
伏見町役場  
堀内村役場  
向島村役場

神 輿

當社神輿につき所傳二あり。一は慶長二年九月、豊公北政所淺野氏の寄進なりとし、一は秀忠公の女秀頼公の室、天壽院千姫の寄進なりと云ふ。第一の所傳にはいま確證なし。第二の所傳につきては、三木日記元祿七年十一月十三日の條に、前略「一條様御簾中政所様

は、備前松平新太郎殿御息女、天壽院様御養子也。天壽院様は、當社御氏子也。依之大市御香宮に御扶持を被下、神輿の義天壽院様御建立被成下候由申傳候云々とあり。今これに従ふ。

天壽院は天樹院とも書し、徳川秀忠公の御長女なり。慶長元年四月十一日、伏見の城にて生れ給ふ。御母は崇源院夫人、淺井長政の季女、淀君の御姉なり。慶長八年七月、豊臣秀頼公の室となり、元和元年、再び豊徳二氏の和破るゝに及び、家に歸り、元和三年本多中務大輔藤原忠刻に嫁す、世に竹橋御殿と云ひ、寛文六年二月六日逝去、歳七十、小石川傳通院に葬る、榮譽源法松山と諡す。

本多中刻は、本多忠政の嫡子にして、初名平八郎、母は岡崎三郎の女、家康公の外曾孫にあたる。播磨國姫路十五萬石を領す。元和五年父に先ちて卒す。藩翰譜にも、前略大阪の軍に従て向ひ、將軍家の姫君天樹院殿にそひ奉り、女子一人をまうく、備前少將光政の室是なり。元和五年五月七日、三十一歳にて卒す。はじめ姫君の御化粧田として、十萬石をつけて忠刻に賜ひしと云ふ「下畧とあり。



徳川實記、藩翰譜、刊行會系圖綜覽所載の要項は右の如し。然れども、慶長二年九月、神輿寄附とあれば、即満一歳と五ヶ月の御幼子にして、固より單獨、寄附を思立たる、筈なれば、或は秀忠公より初誕生の御祝などの意にて、氏神にして、當時國家の覇者たりし、秀吉公建立のこの御社に神輿寄附を思立たれしにはあらざるなきか。當時の寄進狀の残らざるため、今確實にこれを證すること能はざるを遺憾とす。

然るに其後大破に及びたるを以て、元祿七年五月、大修繕を施せしこと、三木日記、元祿七年七月九日の條、及び神輿内御嵌板の裏書に

一慶長二丁酉年九月、御寄進之後、星霜及一百六歳、粧嚴漸依令破壊、元祿七甲戌年五月、往古之屋禰下地、并柵木二本用之、令造營者也。元祿七甲戌七月九日、洛陽今出川大工森徳兵衛同出水通上ル葺屋町飾師木本權兵衛同丸太町上ル葺屋町塗師山本太兵衛神主三木右京亮善成

とあり。七月九日修繕成功のことは、日記に、「神輿、塗金具共に、七月九日に出來に付、伏見年寄中、祝儀として拙宅へ招、料理致、於神前神酒を進、及晩景」とあるにて明なり。

尙目下御遷宮用として、保管せる御羽車も、同時に出來たること、同日記に見ゆ。其後明治に至る迄、十數度の修繕を経、明治以後は八年、二十八年の修繕を経て、四十四年四月修繕を施す。

抑も神幸祭は、氏子奉仕にかゝる唯一の祭禮にして、神社氏子の關係を密接ならしめ、郷黨輯睦の美風を就さしむるものなり。而して神輿は、神幸に於ける御靈代奉載の具にして其尊嚴清淨を保つことを期するは、社殿に於けると毫も擇ぶ所なし。由來近畿は、神社建築の優秀なると同時に、神輿調度の華麗を以て誇る。當社神輿の如き、其形狀及び、重量の大を以て稱すべきも、これを社殿の優麗なるに較べて、稍損色なき能はず。然れども、彫金精巧優良、且つ雄大の風あり。たゞ間斷なき修繕は今後に於ける價值を決定するものなるべし。

### 神輿渡御の順路



徳川時代に於ける神幸順路については、現今と甚だしき差違を見ず。たゞ中書島に入りたるど、大龜谷に廻りたるは、その差の大なる點なるべし。今三木日記、元祿十三年八月二十五日の條、伏見御香宮祭禮神輿御通過筋の覺を掲ぐれば。

一御香宮より東へ、鍋島町、豊後橋筋、向島西堤、御領境迄參、夫より豊後橋へ御歸、京町通一丁目より、十丁目迄、兩替町十五丁目より、南へ四丁目まで、魚屋町西へ、油掛町通阿波橋西町、木挽町通を毛利橋東へ出、間屋町筋丹波橋通東へ入、ごはし筋、竹田口より東つち橋通北へ、畑道惠美酒町へ入、鍵屋町へ出、藤森京通新町の辻より、大龜谷古御香宮通り、六地藏へ出、夫より六地藏御船入、清水谷江戸町、立賣筋鍋島町より、御香宮へ還幸。

而して、中書島神輿渡御は、この年より初まること、同日三木善勝奉行宛願書に、「一當社御祭禮の節、中書島へ渡御、奉成度奉存候。此儀は、去年十一月六日に、書付を以奉願候、彌以當年の御祭禮より、神輿中書島へ渡御奉成、則道筋の儀、別紙に繪圖仕差上申候」下略とあるにて明なり。其後多少異動あり、元文四年三木善治手記には、

「一表御門より出御、それより東へ鍋島町を豊後橋へ、豊後橋にて暫立、神酒備進、彌宜勤之、それより向島西堤小倉御支配境迄、それより跡へ豊後橋北詰より西へ彈正町を京町迄、京町一丁目より北十丁目迄此所にて暫立、それより兩替町十五丁目より同南四丁目迄、それより大阪町を西へ、御堂前より少し南へ油掛通りを西へ、京橋町角迄、それより南へ濱迄、南濱を東へ蓬萊橋迄、それより南へ中書島中通迄、それより東南へ長建寺前を西今富橋へ、それより北へ京橋町、それより西へ阿波橋木挽町通此所にて暫立、それより北へ毛利橋筋迄、それより少し東に橋詰迄、それより北へ間屋町通丹波橋筋迄、それより少し東へ土橋通を北へ、竹田口土橋通迄此所にて暫立、それより東へ兩替町十五丁目、それより北東へ鍵屋町を北に墨染迄前々は津知橋より畑道を惠比須町の内へ、それより鍵屋町にて、御旅所を出御、それより東南へ、やちな峠を六地藏大善寺前へ、それより東へ石田境迄、それより跡へ御船入迄此所にて暫立、それより志水谷濱通を江戸町に、それより西へ立賣通迄、それより豊後橋筋鍋島町に、それより北へ大手筋を還御也」とあり。

斯くして年々、この同一道路を採り來りたるも、其渡御の地區長大に過ぎ、未明に出御、



而かも往々にして還幸の時間、翌日午前に及ぶが如きことあると、大龜谷道路及び蓬萊、今富兩橋の危険とにより、中書島は明治初年、大龜谷は明治二十九年以後、こゝを通過なきことに決せり。現今に於ては、各關係者立會の上、五年を一期とし、一期は出御に際し向島村を先とし、順路伏見を経て、堀内より還御。一期は出御に際し、順路向島を経て、伏見町より還御のことに決せり。なほ現今に於ける昇輿夫團體は、六地藏組、向島組、堀内組、松屋町組、寶組の五とし、神事前後、神輿の出入は主として向島堀内の青年によりて行はるゝを例とせり。

### 私祭雜件

#### 神能奉納

祭禮了つて十月後、能の奉納現十一日ありしこと、元文四年の三木善治手記に、「一往古翌日十

日、能有之、中絶、舞臺大拜殿南面有之、大破に付、寶永五年、當地御奉行、建部内匠頭へ奉願疊置也。」とあるにて、その起源の古きこと分明なるべし、該舞臺は文祿三年、豊公御香宮造營と共に、建立せられしを、伏見城より現在の地に遷御の際、移されしものなりと傳へらる。文化八年八月十日、能舞臺新築につき、奉行宛三木善通答書にも、「一舞臺二間半四方、右者、大拜殿前正面に相建御座候、文祿三甲午年、太閤秀吉公御建立の處、慶長十乙巳年、當社御建立の節、古御香山より被爲遊御引、其後及大破候、寶永五年御窺申上、右の舞臺たゞみ置候御事」とあり。又同十二日奉行所へ差出の覺に、「一段々吟味致候處、九社殿の古木の内、古の舞臺に相用候古木共、尋出候に付、相認出す如左。

- 一柱 三本 一破風口ニツ
  - 一棟瓦 一ツ 一柱根石ニツ
  - 一高欄 一菊御紋八ツ
  - 一升形 一ツ 一肘木四組
- 以上

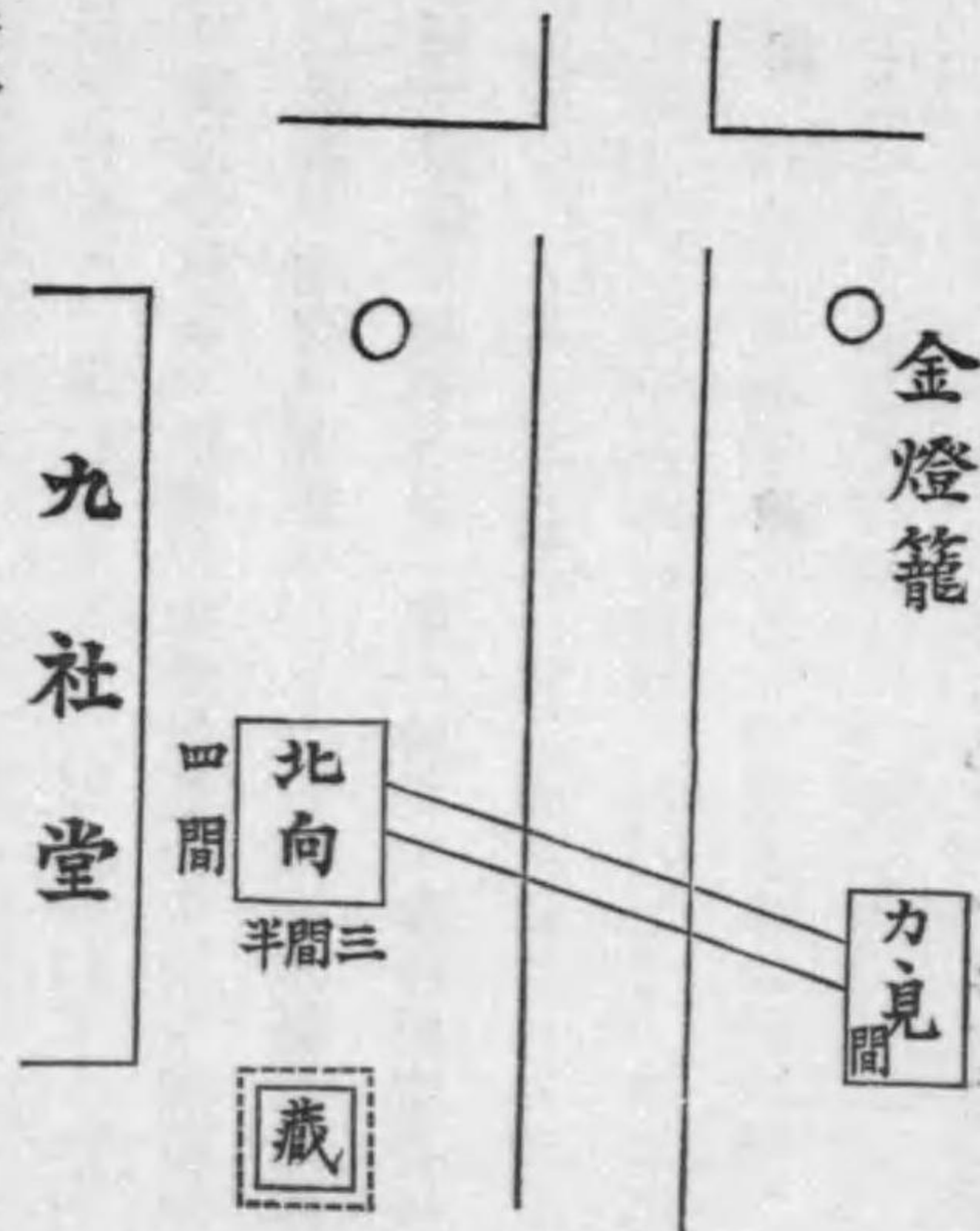


右の通相認、口上には破風口は狐格子、棟瓦は獅子口、高欄は諷座の後の高欄、菊の紋は金箔、升形は極ざいしき、肘木も同断、右の通申述、則喜三郎殿寺社方へ相渡す。同人右の趣被仰上候處、右瓦菊の紋、升形、肘木等一づ、御奉行様御覽被成候様、被仰出候間御差出可被遊候と、喜三郎殿被申、則差出す。十三日に御返し被成候、請取候事」とあるにて寶永以前の建物の有様略推斷するを得べし。

而して神能奉納のことは、右舞臺取拂後は中絶しむたりしもの、如く、現今奉納の神能、特に權現能とも云ふ、四月十七日權現祭にも奉納せられし故なるべしの初とも云ふべきは文化十一年にあること、三木日記、同年八月二十一日の條に、「二十一日、目賀田四郎左衛門、辰木久平罷越、中略兩人申候は、能奉納の儀、御願被下御苦勞被成下、忝き儀に奉存候。右御禮參上仕候。且又舞臺の場、御差圖被成下候様、奉希候と申候に付、被入御念候御事に御座候、尤場所の儀は、先づ御兩所御見定可被成、其上差支候は、御相談可申候と申也。

御兩人見分繪圖差出す左の通

右の繪圖、舞臺の外、橋掛りかゝ見の間は、奉納の前日、取組候様申也。手前返答候は、差支無之候へ共、猶追て御返答可申候と申、繪圖請取置也。」とありて、同二十二日に、差支なき旨確答せり。右建設につきては前後種々曲折のあることにて、これに先ち文化八年五月、氏子有志により、能舞臺の新築計劃せられ、種々奉行に懇願せしも聽許せられず、





遂に能奉納の都度、假舞臺建設のこととなりしこと、神主家用場、能舞臺再建一件帳に詳記せり。則ち築山三良助、目賀田四良右衛門、大手筋新町百足屋清兵衛、同町日野屋又左衛門、辰木久平、田守定市等の名を以て、同年七月十八日、神主家に交渉。こゝに兩者の意向一決し、八月、三木善通の名を以て、拜殿西の方へ、舞臺新築設計願を提出せり。右設計書には、細詳なる圖面を付せり。奉行に於ても、厚意を以てこれが、手續を取扱ひ呉れられしも、京都所司代と往復の結果、結局右建設を見合すべき様の命あり。一同頗る落膽せしも、途なく、更に假舞臺の建設を出願せしも、これまた見合の命あり。斯くして、文化八、九兩年は過ぎ、種々懇願の結果、十一年に於て、遂に假舞臺の建設を許され、以て維新に及びしものなり。

金 銚

現今の金銚は、元祿七年より、九年までの三ヶ年間に、氏子有志より、寄附せられたるも

のにして、それ以前は、竹銚に大布を翻し、多人數にて持廻りたるものにして、元祿九年度金銚完成の節奉行へ差出したる窺書次の如し。元祿九年八月廿七日 奉行宛三木善勝宛  
 「一當社御祭禮神幸の節、前々より神輿の前へ、御銚九本爲持申候、然共金の御銚無御座候につき、毎年段々、竹銚と仕、去年迄爲持申候、然所に去々年以來、氏子中より金の御銚寄附有之、去年御祭禮の節、五本出來仕候に付、御奉行青山信濃守様御留守居衆へ、御斷申上、只今迄の竹銚の外に、右の御銚五本爲持申候、當年は右の御銚、九本共に出來捕申候間、今年御祭の節、只今迄の竹銚無用に仕、新に出來申候金の御銚、爲持申度奉存候御事」なほ文化十一年八月には、これが修繕を行ひしこと、銚の輪金に刻める文字により明なり。即ち左の如し。

- 一 番 銚 元祿七年伏見住 竹文五兵衛正治寄進
  - 二 番 銚 元祿八年武州江戸住 磯田春定寄進
  - 三 番 銚 同 武州江戸住 磯田英發寄進
  - 四 番 銚 同 磯田英實寄進
- 文化十一年八月 田氏修繕
- 同 京町三丁目修繕
  - 同 長井傳藏修繕
  - 同 向島重三郎、曾我小平治、吉村勘兵衛修繕



- 五番 鉾同 磯田勝之寄進
- 六番 鉾同 大島勘兵衛修繕
- 七番 鉾同 出入作事方修繕
- 八番 鉾同 津國屋次部兵衛、金鳥屋傳兵衛、
- 九番 鉾同 笠置屋重兵衛修繕、

猿田彦供奉の起源

現今神幸供奉の、猿田彦鈿女命の起源は、失張り金鉾と同時、元祿九年なること、右金鉾使用窺と共に、一件として窺へる書面に、「一御祭禮の節、猿田彦命鈿女命の神像を、神幸の行列に立申儀に御座候。就夫何れの神社にも、祭禮の節、多者行列に立申候。則當地にも往古より、右兩命の面、有之候得共、右の装束無御座候に付、只今迄當社御祭禮の、

行列に立不申、然所に、右の装束寄附の方御座候て、此度出來仕候間、是又當年御祭禮の行列に、立申度奉存候御事。」とあるにて知るべし。

神輿供奉の者の帶刀

猿田供奉の件と共に、同日窺の奉書中、「一當社御祭禮の節、諸氏子中、神輿供奉仕候内、鍋島町より五人、常磐町より十二人、豊後橋より十人、向島より十五人、都合四十二の者は、往古より宮付と申候て、供奉候役人に相極り罷出申候故、何茂刀を指して、供奉仕來申候。當年も彌々例年に仕、供奉爲致申度奉存候御事。」とあるにて、神輿供奉、氏子諸人帶刀のことは、古くより、例となり來れること明なり。

平野町神輿繼立所

古來阿波橋西詰は、神輿繼立場の一にして、永く之が變換等を見ることなかりしが、天保



十二年、下油掛津島屋彌平外十四人發起となりて、平野町に繼立場所を建設し、こゝにて繼立したき由出願、右初より許可に至る迄、三木善卿、伯耆町神輿繼立所建立之記に詳記せり。即ち右建築につきては、天保十二年正月七日の條に、「一同七日、札の辻公事宿、油屋へ參吳候様申候に依て、日向守日向は善卿なり、これは交善員の手記なり。差遣す。依願面に調印致、一同相揃御役所勘定方被罷出、中畧此度籌町砂持場所、御普請所へ、神輿繼立所、建物奉納、町方一同之相願候、宮本にても、何の差支も無之候に付、俱に奉願候と申し、津島彌平願書差出如左。

前畧「一神輿繼立之所建物、此度伯耆町通にて、家建被仰付候場所新道の見付にて、東向正面に、南北梁行三間、東西桁行三間、御屋根こけら葺、上棟瓦、兩妻、入母屋造、破風下魚附、長押、化粧貫、虹梁雲板、何れも繪様附、肘本丸桁極木、並四方幅間半の縁、前後中程にて箱檀を付、右建物、地形一尺五寸通り、地場いたし、四方流し仕、此節より普精取掛申度、乍恐奉願上候。尤も在來、稻荷小社再建の義は、外に寄進人も御座候て、御願可奉申上哉の段、及承知候間、私共よりは御願不奉申上候」下畧上南部丁乗物屋七良兵衛、同丁

津國屋九左衛門、同丁津國屋次兵衛、本鐘木町牧方屋伊兵衛、備後丁天王寺屋忠兵衛、車町小刀屋八兵衛、下油掛駿河屋うた、同丁駿河屋宗兵衛、同丁津國屋吉右衛門、同丁萬屋清兵衛、同丁八百屋長兵衛、同丁山崎屋平八、同丁藤屋仁兵衛、同丁津島屋彌平、三木善員奥書とあり。なほ同斬始は、天保十二年正月二十二日、上棟は同年六月二十六日なること、同棟札により明なり。斯くして明治初年迄、立繼々續し來りたるも、同年以後右取拂立繼場所復舊再び阿波橋となれり。

神 賑

古來神事中には、氏子各組より南組五組。六地藏、材木町組、小屋組、本町筋、新町筋の内一組づゝ。北組七組。高田組、聚樂組、御小人町組、小屋組、坪井組、兩替町筋、本町組の内一組づゝ。夫々練物の催あり。即ち氏子中を、南北二組に分ち、順番をもちてこれを擔當し、頗る盛大を極めたり。然るに該練物引出につき、各當番町は、考案其他に種々事情ありたるもの如く、遂に北組中、御小人町組六丁は八丁の中二寶曆十二年右聯合より脱退して、こゝに



挽山<sup>占出</sup>造立のことに決し、同年以後公儀へ届済の上、獨立の行動をとることに決せり。こゝに於て、從來の南北練物<sup>練物と稱すれど、皆山或は練に類するもの、みなり</sup>以外に、有力なる催物現はれ、神事餘興の上に、一段の生氣を添るに至れり。而して該當番町以外の各町は、神社境内空地に於て諸催物を奉納し、以て神事中の賑をなせり。今、催物朱印時代の唯一の遺物にして、現今肥後町及東町東組の保管にかゝる、占出山につき略述せむとす。

右山鉾造立時代は、寶曆十二年九月<sup>岡山額裏にして、人形及び見送等悉く精巧なり。最初造立につきての事情は前述の如しと雖も、安永三年占出山六町御香宮神事山執行一件帳</sup>

<sup>文政元年八月御小人組年寄寫中伊兵衛氏保管</sup>には、其成立及び曳出に關し、詳起せらる。即ち其成立當時、各町内申合につきては、寶曆十二年十一月、富田屋甚兵衛宛、御小人町組の中、山町組六町、及び

練物組二町年寄連署一札に、「一當年、御香宮御神事、練物廻り番につき、當夏、年寄中、行事町東町へ寄合、相談いたし、練物代りとして、挽山造立、練物廻り番の砌は、永く差出し申候様に、相談に付、何れも町中へ、右の趣及披露、年寄中、寄合の上、右の通相極申候得とも、新たな義故、御公儀様へ御伺申上、御免無之候は、輕々しく相極めがたく

故、右の様子、組頭へ行事町、東町より申談、總一列に右の趣、御伺申上度申候に付、御伺被下候處、御聽届、被爲仰付候に付、此方行事町、東町へ被仰聞候故、年寄中、何れもへ相達し、寄合の上、仕法等及相談、いよく挽山造立の儀、相究め申候處、西町、風呂屋町、右兩町は、仕法相極め申候儀、見聞の上、是迄の練物と違、格別に物入等多く懸り候様に付、町中一統に、不得心故、年寄中一列に得心の儀成す、違變におよび申候段、兩組頭同道にて、行事町へ分けて此儀御斷申、此度山の儀は、兩町一統不得心に御座候、兩町は矢張是迄の通、<sup>中畧</sup>練物差出し申度旨に付、<sup>中畧</sup>六町中は相究め申候通、引山造立、練物に不拘差出し申候。後々にいたり候ても、六町よりは、練物に不拘右挽山永く差出し申候。兩町よりは、山に不拘、練物差出し申候。勿論、掛り物等、も右同斷何角別段に仕候、爲後々、拙者等連印、斯如件」とあり、同續きに「右の通、双方以相對定申候に付、練物、西町、風呂屋町右兩町より差出し申候。占出山、東町、鷹匠町、片原町、紺屋町、肥後町、南裏町、右六町より差出し申候。以後永々如斯に御座候。爲念奥書如件」とあるにて、其關係を明にし得べく、而して山鉾番廻り町組合は、次の二ヶ町づゝを以て一組と



せり。東町と片原町、肥後町と南裏町、紺屋町と鷹匠町これなり。  
 山鉾の松は、古御香山にて見立つるを吉例とし、九月五日組揚、六日挽初として組中町内  
 引通し、八日、九日兩日本挽、即ち八日には、南部町、大手筋、道阿彌町より宮前、奉行  
 所、立石、京町、森橋を曳廻し、九日には、森橋東へ、京町、大手筋、宮前、道阿彌町、  
 御屋敷南御門迄、それより引返し、立石、京町筋十丁目にいたり、兩替町筋に出、大阪町  
 阿波橋まで、村上町を大手筋に出、風呂屋町に戻る。而して屋敷挽込は、八日、九日兩日  
 とも、練物に構はらず正五ツ時の積りにて、早朝引出すべきことを、吉例とし後平道筋にも  
異動を生じ  
且つ曳廻りは九日  
一日さなれり。これに要する諸費用は、毎月該組内六ヶ丁、一軒毎に集金、六月中旬、虫ほ  
 し寄會の砌、一ヶ年分持寄り、これにて神事入用、山鉾道具直し、藏地代虫干等を支辨せ  
 しこと、該一件帳に委し。然るに其後種々曲折あり。結局嘉永元年九月曳出し當時には、  
 肥後町、及び東町東組の二ヶ町、専らこれに當ることとなり、以て現今に及べり。明治以  
 後は、遂にこれが曳出しを止め、たゞ初年に於て一度曳廻し、二十九年居祭のため、四十  
 年四月正遷宮のため、兩度これが飾附囃子等をなしたる例を有す。左に嘉永元年度の列順

を掲ぐべし。

挽山列順

五人組  
世話方戸忠 山安 京喜  
世話方徳吉 津磯  
五人組 名代 岩村清兵衛  
中川 遠江 人足 壹人

與頭淺田織之祐一人 不殘一文字笠  
上下にて供 肥後町 年寄重助 五人組 善六 彌兵衛  
東組丁 年寄藤兵衛 五人組 伊兵衛 久兵衛

仁左衛門 文句 九造 嘉兵衛 新右衛門 源兵衛 掛家屋敷  
 音右衛門 市兵衛 清兵衛 茨平 板三 升藤 彌兵衛 仁兵衛







一丹波町  
 一中書島問屋組  
 一同二丁目  
 一同四丁目  
 一同六丁目  
 一同八丁目  
 一同十丁目  
 一同十二丁目

町數合

六十三町

家數凡

千七百十九軒

右南

組

一中書島茶屋町  
 一新町一丁目  
 一同三丁目  
 一同五丁目  
 一同七丁目  
 一同九丁目  
 一同十一丁目

一同豐後橋町  
 一同向島橋詰町  
 一同同下ノ町  
 一同常盤町  
 一同同二丁目  
 一同備後町  
 一同御堂前町  
 一同村上町  
 一同柿木濱町  
 一同伯耆町  
 一同升形町  
 一同山崎町  
 一同過書町

一同立中ノ町  
 一同鍋島町  
 一同立賣一丁目  
 一同三丁目  
 一同新大黒町  
 一同下大手町  
 一同周防町  
 一同丹後町  
 一同菱屋町  
 一同革屋町  
 一同同堺町  
 一同京橋山崎町

瀬戸物町さも云



一本町 一京町五丁目  
 一同 一南七丁目  
 一同 一同南八丁目  
 一同 一同八丁目横町  
 一同 今  
 一同 一指物町  
 一同 一紙子屋町  
 一同 一同二丁目  
 一同 一同四丁目  
 銀座三丁目組の内  
 一同 一同六丁目  
 一同 一同八丁目  
 一同 一同十丁目  
 一同 一同十二丁目

一同 一同六丁目  
 一同 一同北七丁目  
 一同 一同北八丁目  
 小屋組 一御駕籠町  
 一板橋二丁目  
 一竹中町  
 一兩替町一丁目  
 一同 一同三丁目  
 銀座三丁目組の内  
 一同 一同五丁目  
 銀座三丁目組の内  
 一同 一同七丁目  
 一同 一同九丁目  
 一同 一同十一丁目

町數合 二十五町  
 家數凡 六百九十六軒  
 右北組  
 一東町  
 一鷹匠町  
 一片原町  
 一紺屋町  
 町數合 八町  
 家數凡 二百二十三軒

一肥後町  
 一南裏町  
 一風呂屋町  
 一西町  
 上下二町



一菱屋町	一菊屋町	一西大黒町	一成ル町	一城通町	一大宮六丁目	一北尼崎町	一大文字町	一清水町	一越前町	一神泉苑町	一東八丁目	一田島町
一鳥羽町	一東大黒町	一聚樂町	一松屋町	一聚樂二丁目	一海老屋町	一風呂屋町	一鍛冶屋町	一大和町	一鷹金町	一樽屋町	一久米町	一聚樂一丁目

今はなし  
紙屋町とも云

一升屋町	一菱屋町	一久米町	一つち橋町	一神泉苑町	一黒茶屋町	町數合	十二町	家數凡	二百五十六軒	右高田組	一上板橋町	一住吉町
右御小人組	一住吉町	一加賀屋町	一等安町	一西八丁目	一海老屋町	一鍵屋町						



一 帶 屋 町  
 一 杉 本 町  
 一 上 南 部 町  
 一 堀 詰 新 町  
 一 菱 屋 町  
 一 堺 町  
 一 大 文 字 町  
 町 合  
 十 五 町  
 家 數 凡  
 二 百 二 十 軒  
 右 坪 井 組  
 一 江 戶 町 三 丁  
 一 伏 見 坂  
 一 惠 美 酒 町  
 一 吳 服 町  
 一 下 南 部 町  
 一 八 幡 町  
 一 東 尼 崎 町  
 一 柳 町  
 今 は な し

一 大 津 町  
 一 濱 側 町  
 一 南 尼 崎 町  
 一 石 屋 町  
 一 朱 雀 一 丁 目  
 一 朱 雀 四 丁 目  
 一 小 豆 屋 町  
 町 數 合  
 四 十 二 町  
 家 數 凡  
 七 百 十 八 軒  
 右 聚 樂 組  
 一 盞 屋 町  
 一 西 尼 崎 町  
 一 土 橋 町  
 一 西 八 丁 目  
 一 米 屋 町  
 一 白 銀 町  
 一 朱 雀 二 丁 目  
 一 丹 波 橋 町  
 一 榎 木 町  
 目 邊 屋 町 とも云



一三 軒屋  
 大龜谷の内  
 一五 郎太町  
 一か や町  
 一四 分一島  
 一下 島

一清 水谷  
 大龜谷の内  
 一敦 賀町  
 一四 ツ屋  
 一上 島  
 一菽 島

町數合

凡十四町

家數凡

この家數原文に載せられず

右地方

一新 町  
 一東 町  
 一中 島町

一西 町  
 一見 附町  
 一一 丁目

一札 辻町  
 一車 町  
 一柿 木町  
 一紺 屋町  
 一石 田町

一茶 屋町  
 一畑 町  
 一柴 屋町  
 一大 津町

町數合

十五町

家數凡

三百八十三軒

右六地藏南組

總町數合

百八十町 内二町今はなし

總家數合

享保十九年寅五月當地御奉行北條遠江守殿へ奉願敷地さなる



凡四千二百十五軒 但家數此員數より多也

但地方者外也

右のうち、中書島及葭島新田は、新開地なるを以て、前者は元祿十二年、伏見奉行建部内匠頭の命により、後者は享保十九年五月、同北條遠江守河内狭山一萬石を食む。寺社奉行より轉役、享保五年十月より、同十九年まで伏見に奉行たり。治の命により、夫々氏子となりたること、三木日記によりて詳なり。即ち同日記、元祿十二年十一月十四日の條に、「一今度中書島、新地被爲仰付候に付、當月六日、敷地氏子の儀御願申上候處に、願の通被爲仰付」下略とあり。なほ右新地は、開墾前に於て其開墾者たる、大塚屋小右衛門、丸屋五兵衛より氏子たるべく申込みありしこと、同年十一月六日三木善勝以下社人一同連署、奉行宛口上に、「一今度中書島の儀、當社の氏子、大塚屋小右衛門、丸屋五兵衛、新地に奉願被爲仰付候旨奉承知候。就ては中書島の儀は、御當地堀内にて、則當社の敷地に紛無御座候。殊に願主兩人、數代當社氏子にて御座候故、最初右御願申上候砌、當社へ祈願仕、若願の儀首尾能被爲仰付、家居出來仕候は、新地の住人彌以當社へ産神と奉崇度候間、右の地開發の節、先地祭等當社より執行仕候様にと、兩人

より私方へ内意頼申、兼て申合置候。右新地の儀、此度被爲仰付候上は、彌以當社敷地の儀に御座候へば、毎年神事の節神輿渡御奉成、祭禮等相勤申度奉願候。下略とあるにて知らるべし。而かして、該新地は、同十五六年の交より、漸次家居の數もまし、氏子としての實を挙げ得るに至りたるものなること、同日記、元祿十五年七月十三日の條。三木圖書多聞院、大黒屋平吉、井筒屋善右衛門宛、大塚、丸屋兩名の一札、及び前記四名より、奉行宛の願書により明なり。

一 札の事

一 御當地中書島の儀、御請負申上、不殘家普請可仕候處に、段々延引仕候故、從御公儀様不届に被爲思召、此度右の島御取上げ被成千萬迷惑仕候に付、各様へ御頼申、御詫被仰上被下、忝奉存候御事。

一家普請の儀、此度七百八十坪餘當閏八月中に相立可申候、相殘明屋舖の分は、來未の七月中に、一ヶ所も不殘、立揃可申候御事。

一家普請相立候兩度の日限、少も遲滞仕間舖候御事。



右の通相違申間舗候、若家居立揃不申候は、御公儀様への仰上、中書島の儀、如何様共御了簡次第に可被成候。其時違亂申間敷候、御證文如件。

右の申入れに對し、更に四名より、奉行へ歎願の結果、願意聞届られ、大塚、丸屋兩人の支配權復活、即ち同月十九日、奉行宛四名の禮狀に。前略再三御歎申候處、御慈悲の上御聞届、御訴訟の面々に對被遊御免、只今迄の通、小右衛門、五兵衛に支配被仰付、難有奉存候」下略とあり。

葭島新田につきては、日記、享保十九年五月四日、奉行宛、三木善治願書に。「一御當地葭島新田の儀、庄屋長兵衛奉願上、御檢地相濟、其上住宅御赦免被爲仰付候段、奉承知候。

就夫右新田在家の儀、當社産子に仕度奉願上候。尤長兵衛儀も、右新田奉願上候最初より願の儀首尾能被爲仰付、家居出來仕候は、新地の住人、當社産神と奉崇度、當社へ祈禱仕候段申候。右奉願上候通、被爲仰付被下候者、私儀は不及申上、長兵衛始、新田百姓中難有可奉存候以上」とあり。而して右は、同日付を以て許可せられたること、同日奉行宛禮狀にて明なり。左に現今氏子字名を掲ぐべし。

伏見町

舊六組

- |         |         |
|---------|---------|
| 京町南八丁目  | 京町北八丁目  |
| 兩替町十一丁目 | 兩替町十二丁目 |
| 新町十一丁目  | 新町十二丁目  |
| 津知橋     | 西住吉     |
| 西鍵屋     | 上板橋     |
| 堀詰新     | 小豆屋     |
| 清水      | 升屋      |
| 越前      | 大和      |
| 菱屋      | 雁金      |
| 加賀屋     | 鳥羽      |
| 上神泉苑    | 下神泉苑    |



新 御香宮門前 七  
 兩替町九丁目  
 銀座三丁目  
 銀座一丁目  
 新町九丁目  
 新町七丁目  
 新町五丁目  
 紙子屋  
 板場二丁目  
 今  
 新大黒  
 舊八組

觀音寺  
 兩替町十丁目  
 銀座四丁目  
 銀座二丁目  
 新町十丁目  
 新町八丁目  
 新町六丁目  
 石屋  
 指物  
 竹中  
 東町東組  
 備後

菊屋  
 朱雀四丁目  
 黒茶屋  
 朱雀二丁目  
 丹波橋  
 東大文字  
 東大黒  
 北海老屋  
 東八丁目  
 京町北七丁目  
 京町六丁目  
 京町大黒町

舊七

七

組

榎銀  
 白銀  
 等安  
 鍛冶屋  
 米屋  
 樽屋町七丁目  
 西大黒  
 南海老屋  
 京町南七丁目  
 京町五丁目  
 京町四丁目



京橋鹽屋 中油掛 帶刀者 伯濱舊 南舊書 過南惠美酒 西大文字 東尼ケ崎 西堺屋 松屋 聚樂一丁目

九組

車下油掛 上油掛 平野 撞木 景勝 草屋 帶屋 西尼ケ崎 西鹽屋 大津 成々

聚樂 南久米 大宮六丁目 吳服 南尼ケ崎 土橋 東菱屋 東片原 下風呂屋 下南部屋 紺屋 御駕籠

聚樂二丁目 北久米 城通 東堺 北尼ケ崎 榊形 肥後 西南裏 下大手 上風呂屋 上南部 鷹匠











社領

當社々領に關しては、豊公寄附狀及び徳川歴代將軍の朱印あり、共に深草村の内にて三百石を寄附せられたり。

豊公寄附狀

御幸之宮爲社領深草村之内  
三百石事被寄附就全可有社  
納之狀如件

慶長閏八月七日

長束大藏

家

正花押

増田右衛門尉

長

盛花押

淺野彈正

東照宮御朱印

山城國深草村之内三百石之事  
令寄附就全可社納者也依如件  
元和元年七月二十七日 御朱印

御幸宮

社人中

長

政花押

徳善院

立

以花押

御幸宮

社人中



台徳院以下、文面大差なし。豊臣家寄附當時の神社と社領地との關係は、目下識るべき資料に乏しと雖も、徳川家朱印時代に到りては、寛永二年以降深草物成詰の帳及び三木日記の所々に詳記せらる。即ち同村三百石の内、二百六十九石六分六ツは、深草村小字坊村、田谷村、西出村、極樂寺村、僧坊村納米にして、残り三十一石は同瓦町銀納とし、外に口米其他にて一石二斗餘を收む。而して右朱印地の外、社地並に附屬地年貢米、及び分米合せ四十三石六斗餘の收納を見るを普通とし、別に古御香山四萬三千三百六十四坪、延寶六年佛國寺へ寄附後三萬五千九百九十四坪の支配權を有し、また寶永十九年、伏見奉行小堀遠江守東照宮修繕以後、其在任中は東照宮のため、特に三十六石餘の年貢地を、御供料として神主家に於て預れり。

### 營繕補修

我國神社の社殿は、帝國の神祇を祭祀する目的を以て、建設せられたるものにして、具體的に神社を表現する、唯一の設備なり。而して、これに伴ふ境内諸建造物は、此目的を實

現せむが爲めに、樞要缺くべからざる建造物なり。故に出來得る限り、舊來の設備を失はざらむことに努むるは勿論、其修繕等に關しては、平常適宜の方法を講じ、苟も大破に及ぶが如きこと、これなからしむるは、神職及び氏子、至當の務なりとす。今當社朱印時代に於ける修繕について略述し、次で明治四十年度の修繕につき一言せむとす。

朱印時代の當社修覆に關しては、其都度、時の神主より、伏見奉行に出願、伏見様御家老中へ届出、其許可を待ちて、營繕に着手せしものにして、修覆に關する用材は、主として城山舊城址一帯の汎稱なり。古御香山はその以外なり。の樹木拜領を請ひ、其他の費用は、年々御修理費として、積蓄せる、五十石の料此五拾石は、早稲其他の理由により年により、許可の上、其積立を見合はせたること少なからざれど、大體これを標準とす。及び、御三家御寄附金氏子勸化を以てこれに充つるを例とせり。而して修繕の大なるものに至りては、伏見宮家を始め、奉行へ出願の上、神主直接、江戸寺社奉行へ出願したりしが如き例尠ならず。一例を擧ぐれば、三木日記、元祿十年十月十九日、伏見様御家老中宛、三木善勝届に。「一御香宮御本社、及大破候に付、御修理の儀、御公儀様へ爲可奉願、江戸へ罷下申度段、御願申上候に付、御届申上候以上」などあるにて明かなり。而して、愈々着手間際となりて



は、大體左記の寄進に俟ちたるもの、如し。日記、寶永七年六月二十七日の條、伏見様御家老中宛善勝届に。

口上之覺

一 御香宮御修覆の儀、此度從御奉行、所被爲仰付、忝仕合奉存候。就夫御修覆の儀、并御普請、御奉行被爲仰付被下候様に、相願申候御事  
 一同大拜殿、御修覆の儀、紀州様に奉願段、相願申候御事  
 一 御門御修覆の儀、水戸様に奉願度候、相願申候御事  
 一 御城山松木の儀、彌拜領仕度段、相願申候御事  
 一 古御香御旅所山、松木の儀、彌伐採申度段相願申候御事  
 一 伏見御大名衆御屋舖方留守居衆迄、御修覆奉加の儀申度段、相願申候御事  
 一同總氏子中へ奉加の儀、頼申度段相願申候御事  
 右の趣御奉行所へ御願申上候に付、御届申上候以上  
 なごあり。それより此方針に基き、在伏見紀州屋敷留守居衆、同尾州屋敷留守居衆、在京

都水戸屋敷留守居衆を始め、松平左京大夫、有馬玄蕃頭等の諸大名に出願、白銀十枚乃至五十枚の寄附を受くるを吉例とし、これ等に、町中奉加寄り入、五拾石御修理料積立等を加へて、總修覆料に充てたるものなり。而して、御屋根葺替の年数は、必ずしも一ならずと雖も、概ね五十年を標準として、行へるものにして、明治四十年の葺替以前、最近のもの、嘉永元年度の屋根更なりとす。以下明治三十九年四月より、四十年四月に亘りし御屋根替、并に修繕につき記述すべし。

維新以前に行ひし、我神社最後の御屋根更は、嘉永元年なり。故に明治三十九年迄は實に五十八年の歳月を経、而して其間最も變遷の甚しき時代に屬したりき。慶應三年、徳川時代終り、明治維新となるに及び、我神社は他の多くの神社と共に、差あたり二個の困難に際會せり。即ちその一は、神佛區分の處理行爲に關するものにして、他の一は神社維持方法に關する經濟上の問題なり。特に神領を有せし我神社の如き、數百年間、朱印安堵の安きに居りし形勢は、急轉直下、一に氏子の信仰によりて其維持の大部を俟つこととなりたれば、萬事につき、不便と困難を感じたるべく、爾後、變轉曲折、三十九年度に至る迄、



御屋根更修繕に着手するの機に達せざりき。會機熟して、明治三十九年四月、御屋根更并に大修繕を企圖するに至りし際の如き、社殿の顔色、漸く其尊嚴を失はむとするの觀あり。當時大修繕主意書に、上略最後の御修繕より、本年を以て既に六十年に垂んとし、御屋根の大破漸を加へ、境内の諸建造物、亦漸く其莊嚴を失はむとす。曩に明治三十六年有志大に之を憂ひ、神殿の修繕并に境内の補修を企圖し、奔走する所ありしも、偶々三十七年日露の役あり。世は内援後助に急はしく、また勸財の途なきに至り、該計劃も一時中止するの外なきに至りたり。然るに今や平和克復、振古の大捷は、帝國の威信を中外に嚇々たらしむ。これ一に、陛下の大稜威に依るは白すも更なり、舉國一致の外征内援に因ると雖も、亦以て冥々の神德に依らずんばあるべからず。乃ち此千載一遇の盛時に當り、前計劃を續行し、社殿の修繕、神域の清淨に努め、以て廣大なる神德を頌せむとす。下略とあるを再讀するに當り、また感なき能はざるなり。

これより曩社司兵籍にあり、工兵第四大隊小隊長として、戰地勤務に従事せしが、三十八年十二月凱旋、九年正月勳績解除、歸任するに及び、社殿修繕につき時の氏子總代間に議あり。

乃ち同三月二十三日を以て、社務所に於て發起人會たる、氏子總代會を開くに至る、當日參會の總代、本谷市兵衛、山田常次郎、飯田勝兵衛、西野彌兵衛氏等にして、滿場一致、本殿御屋根更、并に諸建造物大修繕着手の件、及び神社舊附屬地たる、堀内尋常小學校敷地跡、八百八十八坪を買収し、新に神苑地を設くる等の件を可決せり。茲に於て、修繕工事の發表、并に委員選定の目的を以て、四月二日薫風社役員の總會を催す。當日來會者本谷市兵衛、山田常次郎、北村與三三郎、松村忠兵衛、長谷川清三郎、田村忠吉、藤岡伊兵衛、伊藤長左衛門、西岡卯八、飯田勝兵衛、藤本又兵衛、大岡萬次郎、西野彌兵衛、吉川市左衛門、吉村芳太郎、谷口伊三郎、松井市右衛門、松井彌兵衛、杉井治三郎、市川宗兵衛氏等二十名にして、此集會に於て、豫算の大體、及び各組より氏子總代を除き、委員六名の選出、該委員中より更に各專任委員互選の件、并に寄附金の割當等に關する方針を決定したり。此決議に基き、四月八日以後、各組内に於て順次該部内に於ける薫風社役員會を催し、決定したる委員左の如し。



氏子總代 山田常次郎  
 委員 櫻井利三郎  
 松村忠三郎  
 舊 七 組  
 氏子總代 本谷市兵衛  
 委員 北村與三次郎  
 北谷口清三郎  
 舊 八 組  
 氏子總代 石垣太助  
 委員 海老地 太兵衛  
 藤岡伊兵衛  
 舊 九 組  
 氏子總代 津田太郎兵衛

谷 藤九郎  
 橋本長次郎  
 山崎末吉  
 堀井宗次郎  
 清水半兵衛  
 藤本定七  
 上野音吉  
 田村忠吉  
 中江卯之助  
 北村藤助  
 北川治助  
 河野卯三郎

委員 福井伊右衛門  
 高井米三郎  
 舊 十 組  
 氏子總代 飯田勝兵衛  
 委員 山本長兵衛  
 仲庄三郎  
 堀 内 村  
 氏子總代 西野彌兵衛  
 委員 西川四郎右衛門  
 清水宗三郎  
 向 島 村  
 氏子總代 原田勘一郎  
 委員 竹島庄次郎

橋本茂兵衛  
 岡本鹿之助  
 佐々木兵吉  
 大岡萬次郎  
 細川長平  
 細川長五郎  
 楠本定治  
 若林房次郎  
 大井熊次郎  
 吉村芳太郎  
 吉川彙次郎  
 畠山友次郎  
 土井久兵衛



門田藤三郎 中西卯之助 山田忠兵衛  
平田多三郎

深草村

氏子總代 松井市右衛門

委員 杉井治三郎 松井彌兵衛

此等選出の委員、及び氏子總代より成る委員會は、五月七日を以て開催せられ、委員中より會計及建築委員、并にその長の互選を行ひ、該委員に豫算作成についての調査を委任し更に寄附金募集方法、帳簿作製、事務分掌等の件につき、細議する所あり。當日選舉せられし、兩部委員左の如し。

建築係長 清水半兵衛

委員 山本長兵衛 中江宇之助 櫻井利三郎

佐々木兵吉 小田忠兵衛 吉川市左衛門

松井彌兵衛

會計係長 津田太郎兵衛

委員 北村與三次郎 福井伊右衛門 谷藤九郎

北村藤助 細川長五郎 竹島庄次郎

大井熊次郎 松井治三郎

而して曩に選出せられし委員中、建築會計兩委員に當選せし以外の者は、之を評議員とし一般の評議に預り、各字共同組合長を賛助員とし、主として寄附金募集のことを依頼し、氏子總代は全體に亘る事務を總括、別に現場監督として、長谷川清三郎氏を聘せり。乃ち同日以後、起工に關する諸般の準備に忙しく、七月二十日午後十時、假遷宮執行古例により東拜殿に遷御、翌二十一日起工奉告祭を執行す。爾後四十年四月に至る間、氏子總代を始め各委員の熱誠なる盡力と、氏子全般の赤誠とにより、工事の進捗日に著しく、翌年三月盡日を以て、豫定の工程を了し、社頭輪煥の美具は、神社の面目茲に新なるに至れり。乃ち四月十一日を期し、盛なる正遷宮を執行し、同日以後十七日の例祭當日に至る迄、奉祝祭を執行、引續き二十四日まで餘興練物等行はる。尙該修繕中、新設神苑に、三十七八



年戦役記念碑の建設を計劃し、主として伏見奉公義會、伏見町、向島、堀内の在郷軍人會及び大龜谷峠の寄附金をもちて、これが費用に充て、題字は當時工兵第四大隊長樋口誠三郎氏を介し、第四師團長男爵井上光閣下の揮毫を請ひ、これ亦四月十日を以て俊成、同十八日これが建碑式を行へり。斯くして充分に豫定の行事を終りしと雖も、なほ殘務の處理すべきあり、引繼き執務、決算報告を行ひ、事務所を閉鎖せしは、實に翌々月六月三十日たり。修繕に要せし收支決算、金壹萬貳千百貳拾九圓九拾貳錢五厘にして外に伏見吳服商組合を始めて個人團體より、特種の神具祭具及び新設神苑地樹木全部の寄附を受けたり。而して該修繕中畏多も

伏見宮家よりは、數百年間に亘る、御由緒の故を以て、河鳥至誠氏を御使として、特に金一封を下賜し給ひ、

賀陽宮家亦特別の思召を以て、同じく金一封を下賜し給ひしは、氏子一同の感泣し奉る所に於て、愈々神徳の發揚に努め、永く此優旨に反さまつらむことを期せり。其他錦鷄間祇候故男爵小畑美稻閣下の金一封を寄せ、營繕の擧を援けられしは、これ亦神社の感佩措

く能はざる所なりとす。

### 神輿の修繕

明治四十年、社殿及び各建造物の修繕を行ひし我神社は、更に神輿及び祭具の修繕、新調を期し、四十四年四月二十八日を以て、氏子總代、及び薰風社役員の集會を行ふ。當日の來會者、本谷市兵衛、飯田勝兵衛、北村藤助、西野彌兵衛、松井市右衛門、竹島庄次郎、細川長五郎、山本長兵衛、大岡萬次郎、細川長右衛門、中江宇之助、中川彦次郎、松尾次務、佐々木兵吉、吉村芳太郎、原田勘一郎、山田爲次郎、木村五郎右衛門、高矢音吉、松井金三郎、上野音吉、田村忠吉、上田作次郎、谷榮三郎、中西卯三郎氏等、二十五名にして、此會合を基礎とし、各組に於て選定せる會計建築の役員左の如し。

### 舊 六 組

氏子總代 山田常次郎



會係計 谷藤九郎 修繕係 中川彦次郎  
舊七組  
 氏子總代 本谷市兵衛  
 會計係 北村與三次郎 修繕係 竹村市松  
舊八組  
 氏子總代 北村藤助  
 會計係 海老池太兵衛 修繕係 櫻井又兵衛 初中江卯之助  
舊九組  
 氏子總代 福井伊右衛門 初津田太郎兵衛  
 修繕係 松尾次務 會計係 福井伊右衛門 初佐々木兵吉  
舊十組  
 氏子總代 飯田勝兵衛 修繕係 山本長兵衛  
 會計係 細川長五郎

堀内村  
 氏子總代 西野彌兵衛 修繕係 吉村芳太郎  
 會計係 土井熊次郎  
向島村  
 氏子總代 竹島庄次郎 修繕係 原田勘一郎  
 會計係 上田作次郎  
深草村  
 氏子總代 松井市右衛門 修繕係 松井彌兵衛  
 會計係 松井金三郎  
 總會計 北村與三次郎 同 細川長五郎

かくして工事に着手、九月末日工成り、十月一日清祓式を執行せり。而して特にその年の祭禮に限り、奉祝の意を以て、神輿上島に渡御あり。該修繕に要せし收支決算、金五千〇九拾壹圓六拾九錢參厘也。但し堀抜井堀穿、祭具新調の費用をも含む。



### 氏子總代會及び其申合規定

現行法の示す所に據れば、府縣社以下神社は、其機關として、氏子を有せる神社にありては、氏子より、氏子を有せざる神社にありては、崇敬者より、各總代人として選舉せられたる、三名以上の總代人を要し、該總代人は、相當の資産を有し、衆望あるものならざるべからず。我神社に於ては、明治十四年府社に列せられたる當時、伏見町に於て四名、堀内向島に於て二名、合計六名の總代人を有せしが、爾後伏見町に於て一名を増加し、又明治二十四年以後、更に深草村に於て一名を増加し、現今八名の總代人を有し、祭典修繕の費用の徴收を始め、其他各般に亘る神社の意思決定機關として、其職を盡し來れり。然るに明治初年以來の神社會計は、年々に於ける例私祭費、及び新築修繕等の費用以外は概ね神社の社入を以て、之れに充て來りしと雖も、各種の式典を嚴正にし、四千坪に餘る境内、及び諸建造物の營繕補修を行ひ、一ヶ町三ヶ村の大氏子の氏神としての、諸事を行ひゆくには、到底これ等社入のみを以て、永く支辨に堪ふべきに非ず。乃ちこゝに見る所

あり、四十年四月、神社大修繕功を告ぐるや、即ち社費徴收の件を定め、四十一年度より之を實行し、總代人は當然の結果として、神社の豫決算を定むる、重大なる機關となれり。抑も現今に於ける府縣社以下神社は、直接國家の奉祀にかゝる官國幣社とは、自ら其經營の途を異にし、地方の情勢、及び神社從來の歴史によりて、決定せらるべきものにして、意思決定の機關たる、神社總代人と、これが執行機關たる神職とは、よく此點に留意して經營の方法を講じ、互に干渉に亘るが如きことを避け、協力一致、神徳の發揚に努め、奉齋の意を明にし、以て國家の理想に、副はざるべからざるなり。

茲に我神社は、大正元年十二月二十日、當時總代山田常次郎、北村與三次郎、海老池太兵衛、福井伊右衛門、故飯田勝兵衛、竹島庄次郎、西野彌兵衛、松井市右衛門氏等の主唱を以て、新たに氏子總代團體に附するに、氏子總代會なる名稱を以てし、同總代申合規定なるものを定め、氏子總代の執るべきことにつき、詳細規定するところあり。而して別に神社に功勞ありたる者を、總代會の決議により、名譽顧問に推薦することゝせり。目今名譽顧問たる人、本谷市兵衛、原田勘一郎の二氏なり。



## 功 勞 表 彰

大正元年十二月、氏子總代會の成立するや、同會の決議を以て、別に功勞表彰規定を設け、神社に對し、特別の功勞ありたる人は、これを表彰することとせり。而して其表彰方法はこれを數種に別つ。規定發表以後、表彰せられし人、本谷市兵衛、福井伊右衛門の二氏なり。

## 維 持

古社寺保存法により、明治十九年、神社より保存資金積立見途書なるものを其筋に提出し、これにより明治二十年一月十八日、内務省より、右保存資金の中へ、金百五拾圓を下賜せらるゝあり。これより先き、右見途書提出に先ち、明治十五年三月より、同十八年二月に亘り、各組に於て資金を蓄積し、夫々其組内に於て保管し來りたるも、之等は、整理の不

便を來すのみならず、永く法の許さざる所なるを以て、これが統一を行はむとするに先ち同四十一年、舊八組に於ては、中江宇之助、北村藤助、海老池太兵衛氏等、四十年大修繕舊八組選出委員の發起により、更に該組に限り、再び保存金の募集に着手し、同年十月を以て完結す。大正元年十二月、新に氏子總代會の組織せらるゝや、茲に各組保管の資金統一を斷行し、その整理方法を改め、目下大正四年一月十二日、京都府令第三號に準據して整理せり。

凡そ、神祇祭祀の實は、社殿並に境内諸建造物の完備清淨と、祭儀の嚴正とによりて、擧げらるゝものなれば、神社は、完全にこれ等の目的を達成せむため、適當の保存資金、並に基本財産を所有せざるべからず。故に維新後、夙に古社寺保存法の制定せらるゝあり。又明治四十一年には、神社會計につきて示さるゝ所あり。我神社も、前に述べ來りし如く之等の諸法規に従ひ、夫々處分する所ありと雖も、而かもなほ未だ資金充實せりと云ふ可からず。此に於て大正元年十二月、氏子總代會の成立するや、大正二年より向ふ十五ヶ年を期し、一定の金額を積立つる目的を以て、甲乙兩種よりなる保存講設立の議成り、八月



氏子總代發起人として、大に奔走盡力する所あり、翌月を以て之が成立を見るに至り、爾來發起人たる山田常次郎、北村興三次郎、海老池太兵衛、福井伊右衛門、山本長兵衛、竹島庄次郎、西野彌兵衛、松井市右衛門氏等理事として誠實任に當りつゝあり。

惟ふに明治三十九年以降、僅に八九年の間に於て行はれし、御屋根更大修繕、神輿修繕、神苑の擴張、社費の決定、氏子總代會の創設、財産の統一、保存講の設立等凡そ其計劃施設せし所、悉く緊要永遠の計に非るなし。茲に神社はこれに伴ひし、幾多困難を斥し、銳意盡力せられたる、各關係諸氏及び氏子中に對し、篤く其厚意を喜ばむとするものなり。

### 神社に功勞ある各種團體

#### 薰風社

明治十四年、太政官第二十八號により、我神社は氏子總代を決定すると同時に、薰風社な

るものを創立し、同年十月七日を以て、其世話掛の連署宣誓を行ふ、抑も薰風社とは、御香宮神社の氏子と稱すると、同様の意義にして、薰風社員と稱すれば、直に氏子を指すものなり。而して其役員は、年々の例私祭に、參列供奉し、社殿其他の大修繕、及び必要の場合、神社重要の協議に列し、以て神社内外の事務に當るべき、申合あるものにして、其役員は、普通氏子總代會に於て決定推薦するを例とす。薰風社は、目下特別の財産を有し神社直接、これが管理經營の任に當れり。なほ薰風社附屬として、薰風社第一番香明組、三雲良藏、廣野宗三郎、井宗兵衛等發起。藤本藤一、石川善吉、吉田幸助、中西仁兵衛、吉澤芳造、山田庄兵衛、木村伊兵衛、御牧仁右衛門、秋七兵衛、西澤儀兵衛、櫻井半兵衛、原常次郎、山上七兵衛、島井善兵衛、服部竹次郎、植野傳次郎、美濃、藤吉等世話掛。なるものありて、神幸祭の供奉、及び整理を目的とせる團體ありしも、現在に於ては、具體的存在を見ず。

#### 光耀社

明治初年其筋の命により、社寺の多くは、神佛混交の嫌あるが如き、名義を刻める燈籠等、



の多くを、撤廢せり。我神社も、これに従ひ一旦、在來の石燈籠の大部を、取拂ふ所あり。と雖も、數十の石燈籠をして、空しく不用の石片と化せしむるに忍びず、こゝに石田源兵衛、本谷市造、丸谷甚兵衛氏等相謀りて、寄附金を募集し、これが拂下を出願し、不當の文字を抹削すると同時に、其點燈料支辨の途として、兩度に亘りて土地を購入し、其利金を以て、これに充つるの方法を講じ、數年にして其目的を達したり。これを明治十五年なりとす。爾後右光燿社を神社の管理内に屬せしめ、引繼き永續、燈油の資金概ね此地所借附料を以て支辨せらる。

### 猿 田 社

猿田の起源は、前「維新以前に於ける祭禮及現今私祭」の條下に於て述べたる如く、元祿九年八月二十七日、始めて裝束新調、神幸祭行列に加はりたるに始まる。爾來凡百七十年明治維新に至るまで、一切變ることなかりしが、明治初年以來、甚しき神社の變轉に會し、

一時中絶したりしを、明治十七年八月、小山喜一、大島尙長、本谷市造、谷口清兵衛氏等これが復舊を圖り、新に猿田社なる團體を作り、小山喜一氏最初の社長たり。爾後特殊の財産を積立し、年々神幸祭に供奉し、以て今日に及ぶ。現在社長北村與三太郎氏、明治三十三年三月、前社長田村與七氏の後を襲ふて就職、社員數は、同社申合規約第三條により、伏見町舊七組現住者中、百名を限ること、せり。同社事業神幸供奉以外、別に毎年二月、初卯の日を以て、御弓始式を奉仕し、社員一同社頭に參集、古式弓始の神事を行ふ。

### 武 者 組

現今私祭當日、氏子有志を以て武者行列を行ふ。明治三十三年、中野清松、堀内小三郎氏等の發起にかゝる。目下役員熱心なる努力により、益々盛大ならむとしつゝあり。

### 日 參 組



明治二十七年十月、山崎又右衛門、大岡萬次郎氏等の發起にかゝり、毎年十月三日、御湯和樂を獻納するを目的とせり。

### 和 合 組

明治二十二年四月の創立にして、齋藤伊作、細川長右衛門、飯田勝兵衛、大倉恒吉、細川長五郎、大岡萬次郎、松田伍兵衛、山本長兵衛、仲庄三郎、藤本又兵衛氏等舊十組内薫風社役員二十名の發起にかゝり、主として神幸祭當日、神寶の供奉に當り、兼ねて右に關する調度の新調營繕を掌る。現今特殊の財産を有し、會員十八名を以て組織せり。

### 神 能 講

前に私祭雜件中、神能奉納の條下に於て述べしが如く、當社神能奉納の起源は頗る古く、

祭禮翌日氏子有志の奉納にかゝり、また四月十七日東照宮祭日に奉納の故を以て、一に權現能とも稱せり。明治維新以後、中絶せしが、同十一年村上直興、黒川藤三郎、巽小兵衛本谷市造、石田源兵衛、齋藤伊作、大倉治右衛門、石井傳太郎氏等相謀りて、神能の再興を企て、現今の舞臺を新設し、一時大に振ひしと雖も、二十八年の頃に至りて、和樂社の壊倒に會し、神能奉納の事業亦一頓挫を來し、も、本谷市兵衛、北村與三次郎氏等有志を募り、苦心慘憺、辛じてこれを繼續し來り、遂に三十二年五月に至り、北村治助、福井伊右衛門、本谷市兵衛、北村與三次郎、山本榮太郎、谷口喜三郎、田村忠吉、松村忠三郎氏等、新に御香宮神社神能講を設立し、永久に講會利金を以て、神社奉納繼續の資に充つることとし、鏡橋掛の新築補修等、凡そ神能奉納に關すること、多く改められ、四十年以後は日常舞臺を開くこととせり。

抑も和樂社及び其後繼時代は、常に神能存続方法につきて困難を感せし時代たりしのみならず、一面當時衰へたる京阪能樂界の間にありて、兎も角も、御香宮神能の名を繼續せむとすることに於て、既に非常の苦心の存せしことなりしも、而かも克く此時運に壓せられ



す、終始一貫、これが存続を期せしことは、常に御香宮神社の爲のみならず、一時衰頽せし、京阪能樂勃興の機運に貢献せること、寔に鮮少なからず、現今依然として、我神能界に重きをなす寔に、故なきに非るなり。左に明治十一年、和樂社創立當時に於ける舞臺開番組を掲ぐべし。

明治十一年十月十一日

奉納能番組

翁	面箱	井狩	辰吉
千歳	淺野	太右衛門	
三番	奥	茂山	千作
竹	片山	晋三	
生	鳥	田中耕作	能勢敏樹
堀	幸吉	田中耕作	能勢敏樹
田	村	田中耕作	糟谷条次郎
			杉治郎助
			伊藤宮左衛門
			高木辰三郎

熊	金剛謹之助	岡	千五郎	石井	一齋	杉	治郎助
短冊留	野	岡	千五郎	糟谷	条治郎	杉	治郎助
松	虫	一調	村上直興	石井	一齋		
道	片山	晋三		石井	寅齋	小寺	隼之助
成	寺	岡	千五郎	山崎	寅齋	高木	辰三郎
橋	井上	嘉助		吉川	政次郎	杉	治郎助
辨	慶			嶺尾	次郎		
鞞	膏	藥	煉	猿		三宅	庄市
三	釣	狐	輪	小島	喜三郎	三宅	總三郎
三	人	片	輪	茂山	千作		



## 社 號

御香宮は、或は御幸宮と書し、或は御諸神社と書す。武家に於ては、概ね御幸宮と書し、秀吉公寄附狀并に徳川氏歴代の朱印も、みな御幸宮を以てす。蓋し御香宮、御幸宮俱に近世、恐らくは天正文祿以後の稱なるべし。寶曆二年十二月二十五日、一條關白より、伏見殿諸大夫小川安藝守を以て被仰渡たる御書附にも、「古、御諸神社故、官位被許被渡においては、御諸神社にて、勅許候事に候、夫故御諸神社と被記置候、御札等に御香宮と書附來し由、さ候は、如何様共、社司の了簡次第の儀と思召候。式に、御諸神社と有之候得者、何方茂、相改可然と者思召候得共、夫共社司了簡次第、如何様共、御構無之候。朝廷官位の事においては、御諸神社に候由、殿下御命之趣、頭中將殿、被仰渡候以上」とあり。明治維新以後御香宮と公稱す。此御香宮の稱は、往昔社内に香水湧出せるを以て、而か名づけたりと云へど、貞享元年北村季吟著菟藝泥赴には、前略「筑前國糟屋郡におはしましける、香椎の明神を勸請申ける。香椎は神功皇后の廟也、御香椎をかしづきいひしを下略し

て、御香の宮と申なるべし」下略とあり。此説の方首肯するに近かるべし。

## 伏見戦争、御香宮

慶應三年十二月九日、王政維新の大詔煥發せられ、同夜小御所會議となり、翌日會桑二藩禁門の警衛を解かるゝに及び、これ等二藩及び、見廻組、新選組、其他大垣、津藩相踵で二條城に集まり、之等諸藩と、薩藩との間は彌々險惡となり、早晚或る破裂の來るべきは最早避くべからざる形勢となれり。此時に當り十二月十七日、突然神社表大門に、「徳川陣營」の木札掲揚せられたり。乃ち時の神主三木善郷。渡邊藏人頭を経て、これを奏す。こゝに於て翌十八日には、薩藩の士來りて此札を撤し、二十一日の前後より、その小部隊こゝに來りて、萬一の變に備へむとせるものゝ如し。これより先き、徳川慶喜公二條を發して、大阪に下り給ひ、江戸に於ては、西丸炎上につき、薩邸襲撃のことあり、形勢益々險惡を加ふ。かゝる間に年改り、明治元年正月一日となり、九月八日 改元 二日幕軍大阪を發すとの



報あるや、薩長二藩は伏見烏羽附近に於て、その入京を阻止せむとす。既にして三日午後伏見京橋に到着せし幕軍の一部隊は、前日より、當社及び源空寺に屯せる、薩軍に阻められ、茲に所謂伏見戦争の開始となり、戊辰戦争砲火の第一發は、一は御香宮の薩軍と、一は奉行所に集合せる幕軍との間に交換せられ、神社附近は忽ちに修羅の巷と化せり。此戦鬪に先ち、時機急を告ぐるや。三日朝神主三木善郷、息善晃以下祝部禰宜等、御羽車を奉じて、御旅所大龜谷古御香宮に到り、神儀奉安、戰熄むに及び、五日晝無事復座し奉る。三日の戦は數時間の接戦にて、結局幕軍の退却となり、神社附近また鎮靜に歸す。而して此戦鬪に關し、神社の最も幸福とすべきは、社殿及び諸建造物が、これ等戦鬪区域内に立ちたるに拘らず、何等の災害を蒙るなくして、今日に及び得たることにして、之等は一に神冥の徳に歸せずんばあるべからざることなりとす。因に榎本武揚閣下以下舊幕臣の發起により、工兵第十六大隊作業場南端に建設せられたる、戊辰東軍戦死者碑の東軍戦死者名簿は、當社に保管を委託されつゝあり。

### 徳川氏と御香宮

徳川家康公は幼少にして今川義元の許にあり、年十五にして岡崎に歸り給ひ、後群雄の間に立ちて、名を海道に馳せ遂に天下を統一し給ふ迄、あらゆる人世の苦闘を續け給ひし人なり。故に其修養敬神の念、自ら他の武將と異なる所のものあり。天正十八年八月、初めて江戸城に入り給ひしより、元和二年その薨去に至るまで、伊勢神宮を始め、諸社の造營再興社領の寄附等を行ひ給ひしこと、殆ど數ふるに違あらず、即ち百箇條別書にも「一自他身を神國に受くる者、儒釋仙道等の、外國の教を以て、之を先きにし、之を専らにせば、則ち暫し我が主人を聞き、忠を他人の主に勵むが如し。是れ本を失ふの理にあらずや、此間に於て、用捨勘辨、詳かにすべし。其餘幻惑呪術の道は、必ずしも好み用ゆべからず。又強いて廢すべからざる事」と教へ給ひたるにても、其意を用ひ給ひし點を、知るべきなり。

故に秀忠公以後、歴代の將軍、悉く敬神の實を示し、父祖の遺訓に従へる事、徳川實記を



始め、諸書の證する所なり。抑も近畿所在の神社中、徳川時代に於て、社領を有せしもの  
尠なからずと雖も、其中、百石以上の朱印を受け居りし神社は、僅に左記の神社に過ぎず。  
而して御香宮は、實に其中の一を占む。

- 一六千七百五十七石 山城 石清水八幡宮
- 一二千五百七十二石 同 上鴨明神
- 一五百四十石 同 下鴨明神
- 一八 百 石 同 山崎離宮八幡
- 一六百五十二石 同 愛宕權現
- 一五百九十石 同 吉田社
- 一三 百 石 同 御香宮
- 一百四十石 同 祇園社
- 一六 百 一 石 同 北野天神
- 一百 六 石 同 稻荷神社

- 一二 百 石 同 藤森社
- 一九百三十三石 同 松尾明神
- 一百四十石 同 松尾旅所
- 一百 石 同 平野明神
- 一二萬二千石 大和 春日社
- 一千 石 同 多武峯社
- 一千十三石 同 金峯藏王權現
- 一百七十五石 同 三輪明神
- 一二 百 石 河内 譽田八幡
- 一百 石 同 平岡明神
- 一二百二十石 和泉 堺天神
- 一二千六十六石 攝津 住吉明神
- 一三 百 石 同 生玉明神



即ち之等を以て、略當社と徳川氏との關係を窺ふを得べく、特に徳川實記、寛永八年七月二十一日の條に、「大御所、寸白のけに、わたらせたまふ。金地院崇傳をして御祈の事を五山に觸しめらる。また伊勢兩宮并に山城國八幡宮、上下加茂、松尾、稻荷、平野、祇園牛頭天王、貴船、吉田、御靈八所、北野、藤森、御香、愛宕、鞍馬、大原野、梅宮、大和國春日、三輪、龍田、近江國日吉山王、竹生島、攝津國住吉、紀伊國熊野、攝津國西宮、安藝國嚴島、出雲大社、近江國南宮、氣比加賀國白山、信濃國戸隠、尾張國熱田、駿河國富士、伊豆國三島、伊豆箱根兩社、相摸國江島、鶴ヶ岡、上下諏訪、常陸香取、下野宇都宮及、叡山、三井、東大、興福、清水、東寺、天王寺、葛城、吉野へ同じく御祈の事を命せらる下略とあるを見れば日本六十餘州に於ける、御香宮の位置も、自ら明かなるべし。

抑も伏見は、豊臣氏によりて開發せられ、其間密接の關係ありしと同時に、亦徳川氏よりも、重要な場所として取扱はれ、假令、築城等の、具體的構築物によりて、外形的設備の多くを示されざりしとは云へ、意味に於ては豊臣氏のそれより、寧ろ遙に過ぎたるものあるを認むるを得べし。即ち關ヶ原役後徳川氏は、伏見城を以て近畿に於けるその根據地

とし、近親をして之に居らしめ、慶長八年十二月、後陽成天皇、家康公に、征夷大將軍の宣下を賜ひし以後、三代家光將軍に至る迄は、將軍宣下の禮は實にこの伏見城に於て、行はれたり。

慶長十一年九月、江戸城の修築、略完成を告ぐるや、徳川氏は、更に其前後を以て、駿府伏見に築かしめ、爾後寛永九年城を撤する迄は、概ね近親或は大番頭を以て之を守らしめ、その撤廢の後と雖も、京阪の咽喉として、軍事經濟上、至要なる位置を占め、直轄の地として、奉行を置き、紀伊、水戸、尾張三侯の藩祖、及び天壽院殿など實に伏見に御誕生、徳川時代を通じて、紀伊尾張二侯の藩邸あり。留守居衆これに居る。而して御香宮は、實に其産土の神なりしなり。故を以て、現在建造物及び貴重品の主なるものは、悉く此等諸侯の寄進にかゝり、武門武將の崇敬特に篤く、東照宮拜殿建立及び、御供料等の寄進ありし小堀遠州侯の如きも、實にまた、秀忠公籠中の、近親にあたる人なりしなり。



豊臣氏と御香宮

御香宮に於ける、所謂豊臣時代は、其間頗る短かく、僅々十六七年の歳月に過ぎずと雖も、社にとりては、頗る重大なる時代に屬せり。即ち豊公太刀獻納征韓戰捷祈願のことより、伏見城の築造に際し、鬼門鎮護の神として、舊地現今の地、或はその附近なりといふ、筑前中納言より、大龜谷或は龜谷と書す、今の古御宮の位置に還御のことあり。慶長元年八月七日には、深草村の内にて、三百石を寄附せられ、次期徳川時代に於ける社殿の復座、並に朱印受領の素因をなせり。而して天正十八年奉納の願文として、神社に所藏するもの左の如し。

御 幸 宮 敬白

當社 神功皇后依夢想

爲三韓退治參詣並太刀

一腰奉納神殿於彌靈驗

正者凱陳之時社頭光榮

可令之狀如件

天正十八年八月十一日

秀

吉花押

右願文中の奉納太刀と稱するものは、備前長光の作にして、身長二尺參寸五厘、鞘金板印籠卷、總金物赤銅魚子地、桐紋色繪、鍮金被、切羽貳枚金被、柄卷渡卷紫絹平打、中身作、共に稀に見る逸品にして、充分眞價を認め得らるゝは、臨時全國寶物取調局の鑑査狀及び既に國寶調査會に出品を命せられたる事にも明なり、而して更に豊公の自筆自署と稱せらるゝ目下國幣中社豊國神社所藏の

日のもとにまたから國もてに入て

ゆたかなる世のはるにあふかな

右御幸宮

奉納うたこのことくめでたくか

しく

三月十三日

秀

吉



## 右 大 臣 殿

の歌に至りては、蓋しこれ御幸宮との消息を、最も明かに傳ふるものにして、豊公の胸中當社を思はるゝの念篤かりしは、歴然として窺ふを得べきなり。而してこの歌、我國なほ二名家に秘藏せらるゝものあれど、何れも其用紙様式異なれり。而して右所載の歌は、單に三月十三日とあれど、諸説を綜合するに、文祿元年三月十三日なること疑なきものゝ如し。抑も文祿元年三月とは、豊公征韓進發の月にして、十三日は出征諸軍、進軍の順次を公布せられたる日なり。故に先づ出發に先ち、御幸宮の神前に和歌を獻じ、その幸先を祝はれしものなるべく、もとより前所載の歌は、直接御幸宮へ奉納せられたるものならざれど、一枚は必ず奉納せられたることなるべし。今これにつき何等傳ふるものなきは甚だ憾むべきことなり。兎も角も此歌と御香宮とは、其間密接なる關係の存せしものゝ如く、開戦の前後随分得意とせられし歌にして、後、人に請はるゝがまゝ、或は縦令請はれざるにして、時に臨み書き與へられたるものなるべく、歌の雄大にして意氣既に四百餘洲を呑むの概ある、眞に心地よき歌にして、而かも一面輿に乗じて誰彼に頼たれし所、またよく濶達

なる豊公の面目躍如たるを見るを得べきにあらずや。而して當社御香宮は實に此歌作詠の對照なりしなり。

由來秀吉家康兩公は、其性質の異なりしと、もに、社寺に對する念も亦自ら差異ありしなるべけれど、若し文祿慶長役をして、豊公理想の成功を收めしめ、且つこれに籍すに壽を以てせば、或は桃山の一隅、豪壯華麗なる桃山式建築の大社殿を、現出したるやも計れずと雖も、慶長役半ばにして其薨去に會し、形勢一變、御香宮は終に徳川氏の手によつて、舊地に造營せらるゝことゝなりたるなり。

慶長五年の關原役後は、天下概ね徳川氏に歸向せしかば、いふ迄もなく伏見城の一隅にありし我御香宮も、假令未だ徳川氏より社領を受くるには至らざりしと雖も、全てその命に依りて行動せしことなるべしと思はる。而かも豊臣氏また豊公建立の所以を以て、之を尊崇祈願せられしものゝ如く、慶長十年社殿伏見城長より、舊地即ち今の地に復座以後は、此狼谷には分靈を奉祀し、古御香と稱し、御香宮神主家これが奉仕を兼ねたりしが、同十二年四月、大阪は秀頼公の室天壽院の氏神なりとの、故を以て片桐且元の名により、石鳥居